

これからの会計監査

— 企業の内部統制導入と監査法人改革の動き —

菅 原 房 恵

- ① 平成18年5月、金融庁は、カネボウの粉飾決算に関与した罪による所属公認会計士逮捕の責任を問い、中央青山監査法人に対し、業務停止命令を発出した。大手監査法人では初めてのことである。我が国の監査制度に対する信頼を大きく失墜させたこの事件に対応すべく、金融庁は、金融審議会において、監査法人制度改革の議論を本格的に再開した。
- ② 一方、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載事件を契機に、企業の財務報告に係る内部統制導入の議論が始まった。平成18年6月には、「証券取引法等の一部を改正する法律」（金融商品取引法）により制度化され、「日本版SOX法」とも呼ばれて注目されている。
- ③ 会計監査の制度化と見直しの歴史は、日米ともに、企業の不正事件との戦いの歴史ともいえる。米国では、エンロン事件を契機に、2002年に企業改革法が制定され、監査人の独立性の確保、監督機関の設置、企業責任の強化が図られた。独立した社外取締役で構成される監査委員会の設置義務付けや、PCAOB（公開会社会計監督委員会）の新設、財務報告に係る内部統制制度の強化がこれらに該当する。だが、企業改革法による徹底した厳しい規制には苦情も少なくない。
- ④ 日本でも、企業改革法を参考にする形で、公認会計士法の改正や、企業開示の強化等がなされた。公認会計士法改正では、監査法人における指定社員制度の導入、監査法人の監督機関として公認会計士・監査審査会の設置、公認会計士の資格や独立性確保に関する規定が盛り込まれた。
- ⑤ また、企業改革法の監査委員会制度に類似したものとして、委員会等設置会社が導入された。その中で、会社の業務の適正性を確保する体制整備（内部統制システムの整備）が義務付けられたが、ここでの内部統制は、企業の業務全般に係る広義のそれであって、外部による検証を必ずしも要しないものであった。
- ⑥ 西武鉄道事件を契機に導入された財務報告に係る内部統制制度は、経営者が、財務書類の適正性のための体制を評価した内部統制報告書を、有価証券報告書と併せて提出するものである。内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明が必要とされる。カネボウ事件を背景に再開された監査法人制度改革の議論では、監査法人に対する刑事罰の導入、監査法人の交代制、監査報酬のあり方等が主な論点となっている。
- ⑦ 不正事件をきっかけに、企業の財務報告の信頼性の検証が、市場に対する責任として要請されるようになった。同じく、監査法人の規制強化も不可避の情勢である。今後は、単なる不正事件の防止にとどまらず、信頼性・透明性の高い証券市場の構築に役立つ会計監査のあり方の考察が望まれる。

これからの会計監査

— 企業の内部統制導入と監査法人改革の動き —

菅 原 房 恵

目 次

はじめに	1 沿革
I 日本の公認会計士・監査法人制度と現状	2 企業改革法（Sarbanes-Oxley Act Of 2002）の制定
1 監査の概念	III 企業改革法後の日本の制度改革
2 公認会計士法の制定と変遷	1 企業開示の強化
3 公認会計士・監査法人の責任	2 委員会等設置会社（広義の内部統制）
4 カネボウ粉飾決算事件（公認会計士の関与、監査法人の処分）	3 財務報告に係る内部統制の導入
5 監査法人をめぐる状況	4 監査法人監督強化の議論
II 米国の公認会計士・監査法人制度と現状	おわりに

はじめに

平成18年5月10日、金融庁は、カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）の監査証明を行った中央青山監査法人に対し、同社の財務諸表の虚偽記載⁽¹⁾を故意に見逃したとして、業務の一部停止命令などの懲戒処分を行った⁽²⁾。

我が国の大企業の大半の会計監査を担ってきた、いわゆる「4大監査法人」に対する初の業務停止命令は、我が国の監査制度に対する信頼を大きく失墜させる出来事であった。

事件への対応と並行して、金融庁は、金融審議会公認会計士制度部会を同年4月26日より再開し、監査法人の責任・監督のあり方を中心に、監査法人制度見直しの検討に入った。

平成16年10月には、西武鉄道株式会社（以下

「西武鉄道」とする。）の有価証券報告書虚偽記載事件⁽³⁾が発覚した。これを契機に議論がスタートした企業の財務報告に係る内部統制は、平成18年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（いわゆる「金融商品取引法」）により制度化され、法律上の義務として、企業に課せられることになった。

財務報告に係る内部統制の導入に備えた企業向けセミナーや、文書作成ソフトの販売など、いわゆる「内部統制ビジネス」も過熱する傾向にある。企業側のコンプライアンス体制の整備も、いよいよ待ったなしの状況にある。

会計監査の制度化とその見直しの歴史は、日本だけでなく諸外国でも、企業の不正会計事件との戦いの歴史でもある。本稿では、日本と米

(1) I - 4 参照。

(2) 同じく、I - 4 参照。

(3) III - 3 - (2) 参照。

国について、会計監査の担い手である公認会計士・監査法人制度と、最近の制度改革の契機となった代表的な不正会計事件を概観しながら、今後の会計監査のあり方について考える。

I 日本の公認会計士・監査法人制度と現状⁽⁴⁾

1 監査の概念

我が国において、監査という言葉が一般に普及するようになったのは、明治23(1890)年公布の旧商法で、「監査役制度」が導入されてからといわれている⁽⁵⁾。

「監査」を明確に定義した法規は、特にない。経済社会の発展とともに、「職業会計士が専門的に行う監査証明業務」という役割が制度化され、個々の法律上の制度となっていった。企業の財務諸表監査(証券取引法監査)や、会計監査人監査(会社法監査、旧商法特例法監査)がその代表例である。これらを担当する者として、職業会計士である公認会計士(又は監査法人)が存在する。

また、「会計監査」とは、山浦久司・金融庁企業会計審議会監査部会長の定義によると、「企業の公表する財務諸表が、一般に認められた会計原則に準拠して、企業の財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているか否かに関して、独立の職業監査人が、一般に認められた監査基準に準拠して、証拠を入手し、かつそれを評価し、その結果を財務諸表の利用者に対して報告する、組織的な行為過程」⁽⁶⁾とすることができる。

この場合の「企業の公表する財務諸表」とは、証券取引法等で規定される企業のディスクロージャー制度によるものが前提である。また、

「一般に認められた会計原則」「一般に認められた監査基準」とは、企業会計審議会等で作成された会計基準や、監査基準が念頭に置かれている。従って、我が国で「会計監査」と言う場合、財務諸表監査と同義に使用されることが多い。だが、本来、会計監査というのはもっと広汎な概念であり、財務諸表監査はその代表的な例と位置付けられる。

2 公認会計士法の制定と変遷

(1) 制定の経緯

我が国における会計監査の職業専門家としての公認会計士制度を定める「公認会計士法」は、昭和23(1948)年に制定された。今日の代表的な職業専門資格士を定める弁護士法や税理士法等に先立っての制定である。

我が国において、公認会計士法制定以前に、会計監査を担ってきたのは、昭和2(1927)年に制定された「計理士法」に基づく、計理士の資格を持った者であった。

ただし、計理士の実際の業務は、記帳の代行や指導、または金融の仲介や債権回収等が中心であって、今日の公認会計士制度のように、独立した、公正な第三者の立場から企業の会計記録が適正であるか否かを証明するという業務とは、程遠いものであった。

また、計理士資格の取得は、計理士試験合格者や、会計学を修めた経済学博士・商学博士のほかに、大学又は専門学校で会計学の単位を取得して卒業した者等にも認められることとなっていた。このため、計理士全体における計理士試験合格者の割合は、極めて少なかったとされる。実際に、公認会計士法制定当時の昭和23年における計理士登録者数(約25,000人)のうち、計理士試験合格者は、わずかに113人であった⁽⁷⁾。

(4) 主に、羽藤秀雄『改正公認会計士法』同文館出版、2004.及び、山浦久司『会計監査論』中央経済社、2006.を参照した。

(5) 我が国の法規において、監査という文言が初めて登場したのは、「会計検査院章程」(明治14(1881)年公布)であるとされる。

昭和22(1947)年から昭和23(1948)年にかけて、証券取引法が制定・公布され⁽⁸⁾、有価証券届出書や有価証券報告書といった、企業の財務情報の開示制度がスタートした。そして、同法第193条において、有価証券届出書や有価証券報告書のうち、貸借対照表や損益計算書等の財務書類については、計理士による監査証明を受けなければならないこととされた⁽⁹⁾。

しかし、計理士の登録者の状況や、それまでの業務の実状等から、その後の我が国の経済社会の復興と発展のために、より高度な資質と社会的な信頼を基礎とする、監査と会計の職業専門家を制度化すべきであるとの要請が高まった。

このため、昭和23(1948)年1月から、当時の大蔵省において計理士制度の検討が行われ、計理士制度に代わる新たな資格として、公認会計士という制度を導入することになった。同年6月に「公認会計士法案」が国会に提出され、7月6日には公布⁽¹⁰⁾の運びとなった⁽¹¹⁾。こうして、我が国における会計監査の職業専門家としての公認会計士による監査制度がスタートした。

(2) 監査法人制度の創設

1960年代に入り、岩戸景気後の景気後退の中で、企業の倒産や破綻に伴い、大規模な粉飾決算が相次いで発覚した⁽¹²⁾。その中には、虚偽

証明による、公認会計士初の懲戒処分事案も含まれており⁽¹³⁾、公認会計士制度は、最初の見直しを迫られることとなった。

昭和41(1966)年6月に公認会計士法が改正され、監査法人制度が導入された。5人以上の公認会計士によって組織される監査法人が、社員全員が無限連帯責任を負い、共同組織体として監査証明業務を行うことができるとする制度である。

実際には、制度化される前から、複数の公認会計士が一つの会社を共同・連名で監査する、いわゆる「共同監査」形式による監査は行われていた。共同監査は、個人の公認会計士が単独で担当する場合よりも、充実した監査が行われると考えられていた。しかし、共同監査では、責任は各公認会計士個人に帰属するしかなく、監査の実施においても、それぞれの公認会計士独自のやり方で行われることも多く、統一性に欠けるなどの難点があった。そこで、複数の公認会計士の緊密な連携により、有効かつ適切な、統一的で継続的な共同作業としての組織的監査の必要性が高まった。組織規律と相互監視があれば、被監査会社との癒着の防止に資すると考えられたことも、改正を促す要因であった。

制度導入当初の監査法人の設立は、大蔵大臣(当時)の認可制とされた(現在は届出制。下記⁽³⁾参照)。

(6) 山浦 前掲書 p.3.

(7) 羽藤 前掲書 p.18.

(8) 昭和23年法律第25号。

(9) 同法の公布時には、すでに計理士制度の見直しが行われていたことから、第193条の規定は、必ずしも計理士を念頭においたものではなく、すてに、新たな職業専門家による監査証明を想定してのものであったようである(羽藤 前掲書 p.7.)。

(10) 昭和23年法律第103号。

(11) 公認会計士法の施行に伴って、計理士法は廃止されたが、経過措置として、一定の期間、監査証明業務等を行うことができたほか、公認会計士に登用するための特例試験も実施され(昭和39(1964)～昭和42(1967)年)、計理士制度が廃止されたのは、昭和42(1967)年度末のことであった。その後も、計理士の名称の乱用を防ぐため、「計理士の名称存置に関する法律」により、法律上、計理士の名称だけは、今日も残っている。

(12) 山陽特殊製鋼、サンウェーブ工業、富士車輛などの企業の倒産に際し、粉飾決算が発覚した。

(13) 高野精密工業の倒産(昭和38(1963)年)。

昭和41年の改正では、公認会計士の業界団体である日本公認会計士協会（昭和28（1953）年設立）の自治機能を強化し、公認会計士の不祥事の一掃を図るため、それまでの社団法人から、「公認会計士法に基づく特殊法人」と位置付ける改正がなされた。同時に、公認会計士の、日本公認会計士協会への加入登録の義務付けもなされ、制度上、公認会計士の自主規制機関としての素地が作られることとなった。

(3) 全面改正（平成15年5月）

その後、いわゆるバブル崩壊後に相次いだ金融機関・企業の経営破綻をめぐり、公認会計士の監査証明業務に対する批判が高まった⁽¹⁴⁾。

そこで、公認会計士監査のあり方について、同制度に関する当時の諮問機関であった公認会計士審査会（大蔵大臣の諮問機関）において、平成11年4月から検討が始められた。省庁再編後の平成13年1月からは、金融審議会に設けられた公認会計士制度部会に舞台を移して、検討が進められた。

この間、米国では、エンロン、ワールドコム社などの巨大企業の不正会計事件を背景に、企業の責任の強化、監査法人の独立性の確保及び監督強化等が社会的なテーマとなり、2002年7月に、いわゆる企業改革法が成立した⁽¹⁵⁾。これを受けて、我が国でも、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月6日、金融庁）において、「当該事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上するべきか」との観点から、会計・監

査の充実・強化に向けた検討を深めていくこととした。

その結果、金融審議会公認会計士制度部会は、平成14年12月17日に、同部会報告として、「公認会計士監査制度の充実・強化」を取りまとめ、発表した。この報告を踏まえ、翌15年の通常国会（第156回国会）に、「公認会計士法の一部を改正する法律案」が提出され、同国会において成立した（平成15年5月30日成立、6月6日公布⁽¹⁶⁾）。

この平成15年の改正は、昭和41年の改正以来の、公認会計士法の全面的な大改正であり、従前の規定をほぼ全面的に見直すものであった。

その主な内容は、① 公認会計士の使命と職責の明文化、② 公認会計士等の独立性の充実・強化のために、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、継続的監査の制限、共同監査の義務付け等の新たな措置の規定、③ 監査法人等に対する監視・監督機能と体制の充実・強化、④ 公認会計士試験制度の見直し（現行の試験体系の簡素化、一定の要件を満たす実務経験者、専門的教育課程修了者に対する試験科目の一部免除等）、⑤ 監査法人の設立を認可制から届出制に変更、⑥ 指定社員制度の導入（監査法人社員の責任の一部限定）等である。

これらは、④を除き原則として平成16年4月1日より施行された（④の施行期日は平成18年1月1日⁽¹⁷⁾）。

(4) 全面改正後の公認会計士・監査法人規制

(i) 公認会計士の独立性の強化

全面改正された公認会計士法（以下「改正公認会計士法」という。）では、公認会計士の使命を、「監査及び会計の専門家として、独立した

(14) 平成9（1997）年11月、多額の不良債権を抱え経営破綻した北海道拓殖銀行のケースでは、元経営陣が商法の特別背任罪に問われた。同じく同年11月に自主廃業した山一證券では、簿外債務による粉飾決算が発覚し、証券取引法違反（有価証券報告書虚偽記載）で元経営陣が刑事告発された。

(15) II-2 参照。

(16) 平成15年法律第67号。

(17) このうち、②及び③は、米国企業改革法でも重要な柱となった内容であり、(4)で詳説する。

立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」と定めており(第1条)、さらに、その職責について、「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」としている(第2条)。

公認会計士の「業務」とは、「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすること」、すなわち、「監査証明業務」である(第3条第1項)。

これに対し、監査証明業務のほかに、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを「非監査証明業務」という⁽¹⁸⁾。

公認会計士の行う監査証明の信頼性を維持し、公認会計士の客観的独立性を確保する見地から、公認会計士又はその配偶者が、所定の利害関係を有する会社等については、監査証明業務を行ってはならないこととしている(第24条)。改正公認会計士法では、これに加え、公認会計士が、大会社等⁽¹⁹⁾から非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、その大会社等に対して、監査証明業務を提供することを禁止することとしている(監査証明業務と非監査証明業

務の同時提供の禁止、第24条の2)。

また、我が国では、同一の公認会計士が、ひとつの会社を長期間にわたって監査する慣行があり、このことが公認会計士と被監査会社の癒着や、慣れ合いを生むとの批判から、大会社等の監査期間について、原則7会計年度での交代(ローテーション)制が採り入れられることになった⁽²⁰⁾。この規定は、公認会計士のみの交代を義務付けるものであり、監査法人そのものまでをも交代させる必要はない⁽²¹⁾。

(ii) 公認会計士・監査法人監督の強化

改正公認会計士法では、公認会計士・監査法人の監督機関についての改正もなされた。

それまでは、公認会計士審査会という、内閣総理大臣が任命する10人の非常勤委員による合議制の機関が、公認会計士試験の実施や、公認会計士等に対する懲戒処分・監査法人に対する処分に関する調査審議等を所掌してきた。

しかし、一連の会計不信に関する議論の中で、公認会計士や監査法人が行う監査の有効性に対する社会的信頼を回復し、高めていくためには、より強固で、独立した、専門の監督機関が必要であるとの意見が出されるようになった。そこで、改正公認会計士法では、従前の公認会計士審査会を改組・拡充する形で、公認会計士・監査審査会を創設することとした⁽²²⁾。

公認会計士・監査審査会は、いわゆる、国家

(18) 決算書類の調製、融資に当たった信用分析、経理組織や原価計算組織の立案など、公認会計士の専門的知識と能力を生かしたコンサルティング業務が主に行われている。

(19) 「大会社等」とは、会計監査人設置会社(資本金5億円以上又は貸借対照表上の負債が200億円以上の株式会社)、証券取引法の規定により監査証明を受けなければならない者(上場会社、店頭登録会社等)、銀行、長期信用銀行、保険会社及びこれらに準ずる者として政令で定める者をいう。

(20) インターバル(監査禁止)期間は2年。交代までの期間の決定にあたっては、米国企業改革法並みに継続監査期間5年-インターバル5年とすべきという意見もあったが、公認会計士業界の反発もあり、継続監査期間7年-インターバル2年となった。しかし、カネボウなどの粉飾決算事件を契機に、平成18年4月から、4大監査法人の主任会計士については継続監査期間5年-インターバル5年とする日本公認会計士協会の自主規制が導入された。

(21) 監査法人の交代制については、Ⅲ-4-(2)参照。

(22) 平成16年4月1日の発足以来、公認会計士・監査審査会の会長は金子晃・元会計検査院院長である。

行政組織法上の第8条機関(各省庁の審議会等相当の位置付け)であり、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する会長及び委員(9名以内)が、独立してその職権を行使することとされている。

創設にあたり、公認会計士・監査審査会には、従前の業務に加え、日本公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」のモニタリングを行い、その実効性を確保するための立入検査権が与えられた。「品質管理レビュー」とは、監査に対する社会的信頼と、質的水準を維持・確保するため、日本公認会計士協会が、公認会計士又は監査法人が行う監査の状況を調査し、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告する(かつ、勧告に対する改善状況の報告も受ける)制度である。監査業務の公益性にかんがみ、日本公認会計士協会の自主規制の一環として、平成11(1999)年4月から行われている。改正公認会計士法により、日本公認会計士協会は、品質管理レビューの結果を、定期的に、または必要に応じて、公認会計士・監査審査会に報告することとされた。

「品質管理レビュー」をモニタリングすることで、間接的ではあるが、公認会計士の監査が適切に行われているか、あるいは監査法人の監査証明業務の適正な運営が確保されているかを、公認会計士・監査審査会が行政機関としてチェックする仕組みが取り入れられることになった。

報告された「品質管理レビュー」のモニタリング及び立入検査の結果、監査法人において、法令、品質管理に関する規定等に準拠していないこと等が明らかになった場合には、公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置を、内閣総理大臣に勧告することができる。また、日本公認会計士協会が、品質管理レビューを適切に行っていないことが明らかになった場合も、

同様である。

ただし、これらの処分勧告は、あくまでも「品質管理レビュー」のモニタリングの過程で明らかになった事柄に関して行われるものであり、公認会計士・監査審査会が、個別の案件について、直接、公認会計士や監査法人、日本公認会計士協会等に対して、独自の調査を行うことはできない。

3 公認会計士・監査法人の責任⁽²³⁾

(1) 刑事責任

証券取引法上、有価証券届出書・有価証券報告書等について重要な事項に虚偽の記載のあるものを提出した者は、10年以下の懲役、若しくは1,000万円以下(法人は7億円以下)の罰金(又は併科)の対象となる⁽²⁴⁾。これらの開示書類に含まれる財務諸表は、公認会計士又は監査法人による監査証明を求められている。公認会計士が虚偽の監査証明を行うことにより、虚偽記載に加担したと認められる場合には、その公認会計士個人につき、有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助の罪に問われることとなっている。

虚偽の監査証明を行った公認会計士が所属する監査法人に対しては、現在、刑事責任を問う規定はない。

その他、公認会計士の刑事責任としては、公認会計士法上(第52条第1項)の守秘義務違反がある。違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される。

(2) 行政責任

公認会計士に対する、公認会計士法に基づく懲戒処分は、第29条により、戒告、2年以内の業務停止、登録抹消の3種類と定められている。公認会計士が、公認会計士法若しくは同法に基

⁽²³⁾ 主に、羽藤 前掲書を参照した。

⁽²⁴⁾ 証券取引法改正により強化され、平成18年7月4日から施行された。報告書添付書類、半期報告書(平成20(2008)年度以降は、四半期報告書)等の虚偽記載の場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金。

づく命令に違反したときには、内閣総理大臣は、これらの懲戒処分をすることができる(第31条)。

会社が作成した虚偽のある財務書類について、監査法人の社員たる公認会計士が、故意又は過失により、虚偽等のないものとして証明を行った場合にも、公認会計士法に基づく懲戒処分がなされる。故意の虚偽証明を行った場合は、2年以内の業務停止、又は公認会計士の登録抹消の処分(第30条第1項)であるのに対し、過失(相当の注意を怠った場合)による虚偽証明は、戒告又は2年以内の業務停止の処分の対象となる(同第2項)。第31条による懲戒処分を「一般の懲戒」、第30条によるものを「虚偽又は不当の証明についての懲戒」という。

懲戒処分により、登録を抹消された場合は、処分の日から5年を経過しなければ、再び公認会計士となることができないが、公認会計士となる資格までを失うわけではないと解されており、特段の理由のない限り、法律上は、処分を受けた日から5年を経過すれば、再び公認会計士としての登録をして、業務を行うことが可能である。

監査法人に対する懲戒処分は、公認会計士法第34条の21第2項により、戒告、2年以内の業務の全部又は一部停止、解散命令の3つが規定されている。

また、監査法人が、虚偽又は不当の証明を行った場合、監査の法的責任が監査法人に帰属するため、処分も監査法人に対して行われるが、そのときに、処分の原因となった所属公認会計士に対しても、懲戒処分をすることができる。

(3) 民事責任

民法上の債務不履行に基づく損害賠償責任と、不法行為に基づく損害賠償責任とがある。

民法第415条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」と定めている。公認会計士と、業務の依頼主とは、当事者間の契約内容の定めるところにより、民法上の債権債務関係が成立する。従って、業務の遂行にあたって、公認会計士が故意又は過失⁽²⁵⁾により不完全な業務を行った場合は、本条に基づく損害賠償責任を負う。また、民法第709条の定めにより、公認会計士が虚偽のある証明をし、この証明を信頼したことにより損害を受けた場合は、公認会計士は、特に故意又は過失がなかったときを除いて、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

いずれの場合も、公認会計士及び、その公認会計士が所属している監査法人も、同様の損害賠償責任を負うこととなる。例えば、証券取引法では、財務諸表監査について、公認会計士と監査法人の損害賠償責任を、明文で規定している⁽²⁶⁾。会社法では、会計監査人がその任務を怠ったときに会社に対して負う損害賠償責任(第423条)や、第三者に対する損害賠償責任(その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合、又は会計監査報告の虚偽記載に基づく場合。第429条)などが規定されている⁽²⁷⁾。

これらの場合、無限連帯責任の原則に基づき、

⁽²⁵⁾ この場合の「過失」とは、職業専門家としての公認会計士に期待されている程度の注意を払っていたならば犯さなかつたであろうというような誤りを犯すことと解されている。

⁽²⁶⁾ 証券取引法第21条、第22条、第24条の4等で、有価証券届出書、有価証券報告書等の虚偽記載等について、虚偽の監査証明を行った公認会計士又は監査法人は、同書類の提出会社の役員等とともに、虚偽記載等によって生じた損害の賠償責任を負うこととされている。証券取引法が金融商品取引法に移行した後も、同様の規定に服する。

⁽²⁷⁾ その他会社法では、公認会計士・監査法人は会計参与としての責任、現物出資・財産引受の目的財産の価額の相当性の証明者としての責任を負う。弥永真生「会社法の下での公認会計士の責任」『JICPA ジャーナル』615号, 2006.10, pp.90-91.

監査法人の財産で損害賠償に係る債務を完済できないときは、監査法人のすべての社員はそれぞれ連帯してその債務の弁済責任を負うこととされているが、改正公認会計士法⁽²⁸⁾で導入された指定社員制度により、現在は、特定の監査証明業務を担当する社員（指定社員）のみが、指定された監査証明に対する無限責任を負うこととなっている⁽²⁹⁾。

4 カネボウ粉飾決算事件（公認会計士の関与、監査法人の処分）

カネボウは、平成15年9月中間期において、債務超過に転落したことを発表した。花王株式会社との事業統合による再建を模索したが難航し、平成16年3月に、産業再生機構による支援を受けることとなった。その後、経営の刷新と浄化を目的として社内に設置された経営浄化調査委員会が、同年10月、「平成13・14年度において、売上の過大計上、経費の過少計上等の実施により、連結ベースで総額100～300億円の損失を平成15年度までに先送りしたことが認められる」とする、会計処理上の問題を発表し、事実上、粉飾決算があったことを公表した。平成17年4月、更なる社内調査を経て、カネボウは過去5期分についての決算の訂正を発表し、6月には、上場していた東京、大阪いずれの証券取引所においても上場廃止となった。

その後、証券取引等監視委員会と東京地検が合同で強制捜査を行い、カネボウの元経営陣3名を逮捕した。証券取引等監視委員会は、法人としてのカネボウと、逮捕した3名を証券取引

法違反（虚偽有価証券報告書提出）の罪で告発し、東京地検は、逮捕した3名のうち、元会長兼社長と、元副社長を起訴した。

訂正を要した平成13・14年度に係る過去5期分の決算にはいずれも、4大監査法人のひとつである、中央青山監査法人所属の公認会計士による適正意見を述べた報告書が付されていた。

東京地検は、9月13日、カネボウの会計監査を担当した同監査法人の代表社員である公認会計士4名を、粉飾決算を指南し故意に見逃していたとして、証券取引法違反（カネボウ経営陣らとの共謀による虚偽有価証券報告書提出）の罪で逮捕した⁽³⁰⁾。

この事件に関して、金融庁は、関与した公認会計士4名のうち3名に対し登録抹消を、1名に対し1年の業務停止を命じる懲戒処分を行った。さらに、平成18年5月10日には、関与した公認会計士が所属していた中央青山監査法人に対しても、同年7月1日から8月31日までの2ヵ月間の、業務の一部停止⁽³¹⁾を命じる懲戒処分を行った。

この処分を受けて、中央青山監査法人は、経営陣の交代⁽³²⁾、関係者の処分等の内部処分を行うとともに、今後の対応策をまとめた報告書を金融庁に提出した。

事態を重く見た公認会計士・監査審査会は、平成17年10月から、4大監査法人に対する早急な検査等の措置を行うことを公表し、日本公認会計士協会が実施した品質管理レビュー⁽³³⁾の報告に対する審査の後、検査を実施した。

検査結果は、平成18年6月30日に公表された。

(28) I-1-(3)参照。

(29) 指定社員でない社員が負う責任は、監査法人への出資金の範囲に限定される。

(30) うち3名は、東京地検により起訴され、平成18年8月9日に、東京地裁からいずれも有罪判決（1名に懲役1年6月、執行猶予3年（求刑1年6月）、2名にそれぞれ懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年））を受けた。

(31) 停止された業務は、いわゆる法定監査（証券取引法監査及び会社法監査（旧商法特例法に基づく監査業務を含む））及びこれに準ずるもの。

(32) 平成18年5月30日付で奥山章雄理事長（元・日本公認会計士協会会長）が辞任し、片山英木監査二部長（昭和53（1978）年入社）が新理事長に就任した。

(33) I-2-(4)-(ii)参照。

その中では、4大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であり⁽³⁴⁾、今後、監査リスクの高い監査業務に対しても一定の監査の質を確保できるように、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要であると勧告されている。さらに、4大監査法人に対して検査の結果を個別に通知し、監査の品質管理、業務運営の改善を求めることとした。今後1年の間に再び4大監査法人に検査に入り、改善が不十分であれば、より重い行政処分を勧告することとしている。

同年4月21日には、証券取引等監視委員会が、金融庁に対して、金融庁設置法第21条の規定に基づき、「監査法人の責任のあり方について総合的な検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。」とする建議を行っている。

5 監査法人をめぐる状況

監査法人は、昭和41年の公認会計士法改正で制度化され⁽³⁵⁾、昭和42年1月19日に最初の監査法人(太田哲三事務所⁽³⁶⁾)が設立された。平成18年3月末における設立状況は、162法人である。このうち、大手の監査法人は、それぞれ合併・

表1 4大監査法人の概要

名 称	中央青山監査法人 (現・みすず監査法人)	あずさ監査法人	トーマツ	新日本監査法人
設立・沿革	2000年4月(中央監査法人と青山監査法人が合併。2006年9月名称変更)	2004年1月(朝日監査法人とあずさ監査法人が合併)	1968年5月(等松・青木監査法人。1990年2月に現在の名称に変更)	2000年4月(太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併、2001年7月現在の名称に変更)
代表者	片山英木 理事長	佐藤正典 理事長	阿部紘武 CEO	水嶋利夫 理事長
出資金	12億500万円	33億6,000万円	15億8,400万円	17億1,800万円
人員数	2,506名 公認会計士 1,354名 (うち社員374名、職員980名) 会計士補 491名 その他 661名 【2006.9.1現在】	3,245名 公認会計士 1,550名 (うち代表社員237名、社員198名) 会計士補 910名 その他職員 785名 【2006.9.30現在】	3,746名 公認会計士 1,791名 (うち社員429名、職員1,362名) 参与 22名 会計士補 1,126名 その他専門職 481名 事務職 326名 【2006.9.30現在】	3,526名 公認会計士1,764名 (うち代表社員318名、社員223名、職員1,223名) 会計士補 990名 その他職員 772名 【2006.9.30現在】
監査関与会社数(うち証取法・会社法監査会社数)	不明 ※中央青山監査法人時は4377社(867社) ⁽³⁷⁾	6,071社(809社) 【2006.9.30現在】	3,717社(911社) 【2006.3.31現在】	4,749社(968社) 【2006.9.30現在】
拠点数	国内 25ヵ所 海外 25ヵ所	国内 41ヵ所	国内 39ヵ所 (連絡事務所含む) 海外駐在員派遣 約40ヵ所	国内 40ヵ所 (連絡事務所含む) 海外駐在所 22ヵ所
米国ビッグ4との関係	PwC(プライスウォーターハウスコーパース)と提携	KPMGと提携	DTT(デロイト トウシュ トーマツ)と提携	E&Y(アーンスト・アンド・ヤング)と提携

(出典) 各社ホームページより作成

⁽³⁴⁾ 具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調査、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められるとされた。また、個々の監査業務に関する品質管理においても、監査基準への準拠が不十分であるとされた。

⁽³⁵⁾ I-2-2(2)参照。

⁽³⁶⁾ 昭和60(1985)年10月に昭和監査法人と合併し太田昭和監査法人となった後、センチュリー監査法人との合併等を経て、現在の新日本監査法人となる。

⁽³⁷⁾ 「4大監査法人実力比較」『週刊ダイヤモンド』94巻23号, 2006.6.17, p.32.

表2 あらた監査法人の概要

名称	あらた監査法人
設立	2006年6月(業務開始 2006年7月)
代表者	高浦英夫 CEO
出資金	5億5,400万円
人員数	931名 代表社員・社員 94名 公認会計士・会計士補 468名 US CPA・その他専門職員 297名 事務職員 72名 【2006年9月1日現在】
監査関与会社数(うち証取法・会社法監査会社数)	不明
拠点数	国内 3ヵ所
米国ビッグ4との関係	PwCと提携

(出典) 同社ホームページ等より作成

名称変更等を経て、中央青山監査法人、あずさ監査法人、トーマツ、新日本監査法人の4社に集約された。この4社は、いわゆる4大監査法人(表1参照)と呼ばれ、日本の大企業の大半の会計監査を担当してきた。

米国では現在、PwC(プライス・ウォーターハウス・クーパーズ)、KPMG、DTT(デロイト・トウシュ・トーマツ)、E&Y(アーンスト・アンド・ヤング)の4大大手会計事務所が、ビッグ4と呼ばれており、日本の4大監査法人と、それぞれ提携関係にある。

今回、大手監査法人で初めての業務停止命令を受けた中央青山監査法人は、米国ビッグ4のうち、PwCと提携関係にあった。しかし、PwCは、中央青山監査法人が懲戒処分を受けた日(平成18年5月10日)に、日本での新監査法人設立構想を発表し、6月1日には、「あらた監査

表3 上場企業に占める監査法人のシェアと旧中央青山監査法人の顧客企業の動向

旧中央青山監査法人	21.5%	⇒	みすず (約600社 見込み)	計800社以上
トーマツ	22.7%			
新日本監査法人	21.1%			
あずさ監査法人	16.8%			
その他	17.8%			
(2005年3月末:帝国データバンク調べ)			あらた (約60社)	
			その他	

(出典)『朝日新聞』2006.5.31、2006.9.2などから作成

法人」(表2参照)を設立した⁽³⁸⁾。

中央青山監査法人は、業務停止命令解除後の平成18年9月1日から、名称を「みすず監査法人」と変更して、営業を再開した。あらた監査法人には、中央青山監査法人から約3割の人員が転籍したと報じられている⁽³⁹⁾。旧青山監査法人の主要顧客であった企業(旭化成、ソニー等)を中心に、あらた監査法人に会計監査人を変更する企業もみられ(表3参照)、中央青山監査法人は事実上、「みすず」と「あらた」の2つに分裂しての再スタートとなった。

旧中央青山監査法人からの顧客離れのみならず、今回の懲戒処分を契機に、従来の監査人の見直し・変更に踏み切る企業も少なくない。しかし、他の大手監査法人としても、新たな顧客を受け入れるには人員面で困難な面もあり、大手以外の監査法人へ監査人を変更する企業もみられる。今回の処分を契機に、4大監査法人の寡占状態が続いていた日本の監査法人の勢力図は、今後、再編も含め本格的に変化する可能性がある。

(38) この背景として、もともと旧青山監査法人がPwCの日本拠点として設立されていたことから、カネボウ、足利銀行といった、旧中央監査法人側の顧客企業で不祥事が起こっていることに対するPwCと旧青山監査法人側の以前からの不満が噴出したとの見方がある(「あらた」が呼ぶ分裂(監査不信 中央青山発 再編の号砲・上)『日本経済新聞』2006.7.4;「中央青山の命運を握るPwCの受け皿法人の行方」『週刊ダイヤモンド』94巻23号, 2006.6.17.)。

(39) 「企業監査 選別の波 旧中央青山、再スタート」『朝日新聞』2006.9.2。

II 米国の公認会計士・監査法人制度と現状

1 沿革

米国では、投資銀行や商業銀行からの要請に応じた職業会計士による任意的な監査は、すでに19世紀から行われていた⁽⁴⁰⁾。ニューヨーク州における、米国公共会計士協会の設立（1887年）と、州公認会計士法の制定（1896年）が契機となり、全米の州が同様に、公認会計士会と公認会計士法を有するようになった。

公認会計士（Certified Public Accountant: CPA 以下「CPA」とする。）の資格は、州ごとに付与される。具体的には、それぞれの州の公認会計士法に基づき実施される試験に合格し、当該管轄区の公認会計士審査会による教育と実務経験を経て、営業許可証と CPA の称号を営業上で用いる資格が付与されるシステムになっている。

各州の公認会計士会は、後に全国連合会を結成し、先の米国公共会計士協会と合併して、「米国会計士協会」と名称変更した。これが、その後分裂・統合等を経て、1957年に、連邦レベルの公認会計士業界の団体である米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA 以下「AICPA」とする。）となった。

一方、米国における財務諸表監査の制度化の歴史は比較的浅い。1929年の大恐慌時、州法レベルの証券規制しか存在しなかったために、投資者保護に関する問題が生じたことから、連邦法での法整備がなされた。まず、1933年証券法

で、貸借対照表と損益計算書に独立公認会計士による監査が要請され、次いで、1934年証券取引所法で、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC 以下「SEC」とする。）に対して、証券市場に係る監督権限が与えられ、現在のような財務諸表の法定監査（SEC 監査）の基礎となる制度が生まれた。SEC は、上記の、連邦法上の情報開示を行っている株式公開企業の監査を担当する公認会計士に対しては、規制権限を有する⁽⁴¹⁾。しかし人員等や体制上の問題もあり、公認会計士に対する監督は、實際上、AICPA の自主規制機能が長く担ってきた。

2 企業改革法（Sarbanes-Oxley Act Of 2002）の制定

(1) エンロン不正会計事件

2001年10月、米国の総合エネルギー会社エンロンは、第3四半期の決算における欠損が6億1,800万ドル、減資が12億ドルであると発表した。エンロンは、2000年には年商1,010億ドルを計上し、欧米のエネルギー市場の2割を取り扱うほどの大企業⁽⁴²⁾であったため、この、大幅な業績悪化の発表の衝撃は大きかった。SEC は、同社に対して報告を要請するとともに、調査に入った。11月には、過去5年間の財務報告が修正され、5億8,600万ドルの損失（利益の水増し）が発表された。エンロンは12月には、負債総額630億ドルを抱え、連邦破産法第11章の会社更生を申請し、米国史上最大ともいわれる倒産に至った。同社は、海外に設立した多数の法人を利用して、エネルギー価格を操作し、多額の負債を隠していたほか、レイ・前会長兼

(40) ニューヨーク証券取引所の設置時（1843年）に、イギリスからの投資が拡大した。その際、イギリスの資本引受団から米国の有望な会社の株式をロンドン市場に上場する目的で、投資先企業の会計監査を依頼されたイギリスの職業会計士が多数渡米し、そのまま定住して、アメリカの職業会計士市場の基礎を作った。現在米国でビッグ4と呼ばれる大手会計事務所の母体も、ほぼ19世紀に生まれている（山浦 前掲書、pp.58-60.）。

(41) 虚偽記載や重要事実の省略に対して、連邦法に基づく刑事罰権限がある。また、SEC 実務規則により、SEC 規則に違反した会計士に対して、業務停止命令や業務改善命令等の行政処分を課することができる。

(42) 福澤善文「エンロン破綻とアメリカ経済」『国際問題』515号、2003.2、pp.44-45.

CEO（経営最高責任者）が倒産前に同社の株式を売却し、10億ドルもの利益を得ていたなど、多くの不正行為を重ねていた。また、16年間にわたりエンロンの会計監査を担当してきた大手会計事務所アーサー・アンダーセン⁽⁴³⁾（以下「アンダーセン」とする。）は、エンロンに対するSEC調査が開始された時期に、同社に関する大量の監査書類を破棄した事実が判明し、司法妨害の罪で有罪判決を受けた。この影響で、アンダーセンは、2002年8月末には、上場企業の監査業務から撤退を余儀なくされた。

エンロンの倒産を契機に、米国では、違法決算操作や収益の水増しといった、大規模な不正会計を背景とする大企業の不祥事が相次いで判明した。その中には、エンロン同様、会計事務所が関与していたものもあり⁽⁴⁴⁾、米国の証券市場全般に対する国際的な信頼を大きく失墜させた。

このため、連邦議会はすぐさま、企業統治の強化と市場の信頼回復・透明性向上を目的として、会計・監査制度、コーポレート・ガバナンス、企業倫理に関する規定などを改革すべく、1933年の連邦証券法、1934年の証券取引所法制定以来最も大きな変更とされる、新しい法律の制定に着手した。

(2) 制定経過と主な内容

2002年2月14日、共和党のOxley議員を委員長とする下院金融サービス委員会に、「企業及び監査の責任・透明性に関する法律」が上程された。4月24日に下院本会議において賛成多数で可決され、上院に送付された。その直後の

2002年6月、通信企業大手ワールドコム⁽⁴⁵⁾の巨額粉飾決算⁽⁴⁵⁾が明るみに出て、更なる打撃が加えられた。

2002年7月15日、上院の銀行・住宅・都市問題委員会（委員長・民主党のSarbanes議員）は、下院の法案を全会一致で不採択とし、同法案を修正したさらに厳しい内容の、「公開企業会計改革・投資家保護法案」を採択した。この法案は、同日、上院本会議において、全会一致をもって可決された。そして、開催要請に基づき、法案一本化のための上下両院協議会が開催された。

7月24日には、異例の早さで両院は合意に達し、より厳しい内容であった上院案をベースに、同日、最終法案が上程され、翌7月25日、下院本会議では賛成多数をもって、上院本会議では全会一致をもって、可決された。7月30日に大統領が署名して成立した。この法律の正式名は、「証券関係法に基づいて作成される開示資料の精確性及び信頼性を高めて投資家を保護するための法律」⁽⁴⁶⁾といい、両院の所管委員会委員長の議員名から、「Sarbanes-Oxley Act Of 2002」と通称される。日本では、「サーベインズ・オクスリー法」、「SOX法」などと、通称されているが、法律の内容から、特に、「企業改革法」と呼称されることが多い（本稿でもこの呼称を使用する）。

企業改革法の内容は多岐にわたっているが、その柱としては、① 経営者の財務報告・開示に関する責任とコーポレート・ガバナンスの強化、② 監査人の独立及び監査・監査法人規則の厳格化、③ 企業の開示制度の強化、④ 証券アナリストの利益相反の禁止、⑤ 法執行、調

(43) 1913年、アメリカ・シカゴにアーサー・アンダーセンが事務所を開設。後にアーサー・アンダーセン・ワールドワイドの下に会計監査を主とするアーサー・アンダーセン及びコンサルティング主体のアンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア、2000年分離独立）の2つの事業で10万人規模の事務所に成長した。アンダーセンは、他にもSEC調査が入った不祥事企業（グローバル・クロッシング、アデルフィアなど）の監査を担当していた。

(44) XEROX社の収益水増しに関し、KPMGがその決算操作を黙認していた事例など。

(45) 約38億ドルの利益水増しによる粉飾決算で、連邦破産法第11章の会社更生を申請。翌7月に破綻。

(46) P.L.107-204.

査、罰則の強化を挙げることができる。

このうち、本項のテーマに関わりの深い3点について、以下で詳述する。

(3) PCAOB (公開会社会計監督委員会) の新設

米国では、AICPA が、1977年以降、ピア・レビュー制度(3年に一度、他の同規模の会計事務所や州会計士協会のスタッフが、監査業務の質や法令遵守の状況について検査を行う制度)や、AICPA 内に設置した品質管理調査委員会(Quality Control Inquiry Committee: QCIC)によるレビュー制度といった自主規制機能の枠組みを整備してきた。そして、AICPA が監査業界の自主監視機関として組織した公共監視委員会(Public Oversight Board: POB 以下「POB」とする。)の監視の下で、実質的な公認会計士及び会計事務所の監督を行ってきた。

しかし、破綻したエンロンの監査法人であったアンダーセンが、ピア・レビューを受けていたことから、その実効性に対する批判が起り、SEC は、POB に代わる新しい監視機関を SEC 直轄で設置する案を発表した。POB は、これに反発して、2002年3月に自ら活動を停止した。この結果、AICPA の自主規制制度は崩壊した⁽⁴⁷⁾。

その後、2002年7月に成立した企業改革法により、新たな監視機関として、公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB 以下「PCAOB」とする。)が設置され、監査人の監視制度を強化することとされた。

PCAOB は、企業改革法に基づき、2003年4月に発足した。組織上は政府機関ではなく、非

営利法人(コロンビア特別区非営利法人法に基づく)であるが、企業改革法に根拠規定を持ち、SEC の指名する5名の委員で構成されることから、実態としては、準政府機関といえる。企業会計法等の規定による PCAOB の概要、与えられた権限等は表4のとおりである。

こうして、監査基準の策定主体は、従来の AICPA から PCAOB に変更された。ただし、企業改革法では、PCAOB が指名した1つ又は複数の職業会計士団体(あるいはその後設置するアドバイザー・グループ⁽⁴⁸⁾)が作成・提案したものを、PCAOB が採択すると規定されており、当面は、従来どおり AICPA の監査基準審議会(ASB)が作成した監査基準を、PCAOB が承認する形が採られている。

また、米国の公開企業を監査する世界中の会計事務所に、PCAOB への登録を求め、その監査業務の検査を、PCAOB が直接行うこととなった。これにより、企業改革法上は、米国上場企業を監査する日本の会計事務所も、PCAOB に登録が求められ、PCAOB による検査を受けることとなる。ただし、当面は、PCAOB に登録している日本の監査法人⁽⁴⁹⁾に、PCAOB が直接検査に入ることはせず、日本の検査当局に委託する形態にするとされていた⁽⁵⁰⁾。

しかし、PCAOB は、2006年5月の、中央青山監査法人に対する懲戒処分を重く受け止め、同年内に、登録している日本の監査法人に対して直接の検査を実施する意向を示した。これに対し、日本側は「主権侵害の恐れがある」と主張し、金融庁は PCAOB との調整を行った⁽⁵¹⁾。

その結果、検査対象の監査法人の責任者が、

(47) 山崎彰三「サーベインズ・オックスレイ法の概要と我が国の監査制度への影響」『JICPA ジャーナル』576号、2003.7, p.29.

(48) 企業改革法では、PCAOB が、監査、品質管理、倫理、独立性及びその他の基準の内容について勧告をする、エキスパート・アドバイザー・グループを設置することができるとしている。

(49) 現在登録している日本の監査法人は13(「日米"監査摩擦"くすぶる」『日本経済新聞』2006.10.11.)。

(50) 「企業統治の新潮流 海外の検査は委託で」『日経金融新聞』2005.8.18.

(51) 「米会計監督委 日本の監査法人検査へ」『朝日新聞』2006.6.15.

表 4 公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の概要、権限等

<p>● 所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式公開企業の会計監査を行う会計事務所 (監査法人) の登録 2006年5月現在、登録会計事務所数 約1,660 監査従事公認会計士数 約13万人 ・ 登録会計事務所が従うべき監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の策定 ・ 登録会計事務所に対する検査 (顧客100社以上の大手には毎年、その他は少なくとも3年に1回) ・ 登録会計事務所、公認会計士等に対する調査及び懲戒処分 (登録の一時停止・抹消、他の監査法人への就業禁止、業務停止、民事制裁金等) ・ 登録会計事務所、公認会計士等に対して企業改革法、PCAOB 規則等を遵守させること <p>● 組織等 (2006年1月現在、職員数427名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボード (委員長及び4名の常勤委員) 任期5年。公認会計士はうち2名までに限定 委員長: マーク・W.オルソン (2006年6月～) 前 FRB 理事、元全米銀行協会会長、元監査事務所 E&Y パートナー 常勤委員: <ol style="list-style-type: none"> ① ビル・グラディソン (2002年10月～) 元下院議員 ② カイラ・J・ジラン (2002年10月～) 弁護士、元カルパース (カリフォルニア従業員年金基金) 法律顧問 ③ ダニエル・L・ゴエルザー (2002年10月～) 弁護士、公認会計士 元 SEC 顧問弁護士 ④ チャールズ・D・ニーマイアー (2002年10月～) 弁護士、公認会計士 前 SEC エンフォースメント部門主任会計士、不正タスク・フォース会長 ・ ワシントン本部 執行・調査部門 (会計事務所等に対する調査及び懲戒処分等、弁護士・会計士約25名) 登録・検査部門 (会計事務所の登録、検査検査官約225名) 主任監査官室 (監査基準等の策定、会計士約25名) その他: 国際関係担当、調査・分析室、法律顧問室、政府関係室、内部監督・パフォーマンス保証室、運営室、広報室 ・ 地方事務所 (全米8都市) アトランタ、シカゴ、ダラス、デンバー、ニューヨーク、ノーザンバージニア、オレンジカウンティ、サンフランシスコ <p>● 予算、資金調達</p> <p>予算は SEC の承認が必要。2006年度予算における経費見積計は約1.3億ドル (うち人件費1億ドル)。 運営資金は、主に、登録会計事務所及び株式公開企業の納める賦課金。 登録会計事務所は、別途年間登録料を支払う。 株式公開企業の負担額は時価総額に応じて決定し、時価総額2,500万ドル未満の企業は負担義務なし。</p>
--

(出典) 金融庁資料; 加藤厚「電撃成立、米企業改革法のポイント」『旬刊経理情報』995号, 2002.9.20. 等を基に作成。

PCAOB の要求事項を説明するという形式を採ることで決着したが、事実上、PCAOB による、日本の監査法人の直接の検査が始まることとなった⁽⁵²⁾。主に監査法人の内部管理体制を検査する日本と、監査法人が担当する個々の企業の決算までをも、つぶさにチェックする米国という、監査法人に対する検査のそもそもの目的の違いもあり、今後の混乱が懸念されている⁽⁵³⁾。

また、PCAOB による、監査業務の監督のあり方に関しては、企業改革法の要請するところであるとはいうものの、その厳格さに、苦情も少なくない。会計事務所の監査業務だけでなく、個別企業の決算の適正さまで厳しくチェックする、PCAOB の監督に対応するための膨大なコストに不満を募らせる会計事務所などが、2006年2月に、「罰金徴収など法執行権をもつ PCAOB

52) 2006年12月11日から、みずぎ監査法人とあずき監査法人に対する検査が始まると報じられている (「米機関、大手監査法人を検査へ 世界の警察官日本に介入 厳格チェックに金融庁も動揺?」『日経公社債情報』1564号, 2006.11.20.)。

53) 前掲注(49), なお、金融庁は、国内上場企業を監査する外国会計事務所を検査・監督対象とする方針を固めたとの報道がある。金融庁が、自らも外国会計事務所への検査権限を持つことで、PCAOB との今後の交渉を対等に進める狙いもあると報じられている (「国内上場社の外国監査事務所 金融庁、検査対象に」『朝日新聞』2006.12.19.)。

54) 違憲と判断されれば、「PCAOB 設立を定めた企業改革法そのものが無効になる可能性がある」との見解も報じられている (「改革路線揺り戻し (揺れる SEC) ④」『日経金融新聞』2006.8.3.)。

は事実上の政府機関であり、政権や議会が人事権を持たないのは違憲⁽⁵⁴⁾であるとして提訴している⁽⁵⁴⁾。監査負担から逃れるため、上場を廃止する企業も出ているという。

(4) 監査人の独立性保持の対策

破綻したエンロンの事例では、コンサルティング等の非監査業務を行っていたアンダーセンの報酬が、多額であったことが問題となったことから、企業改革法では、第201条で、非監査業務の禁止を強化することとした。

具体的には、従来からSEC規則で禁止されていた、① 経営機能の代行サービス、② 人材派遣などの人事関連サービス、③ ブローカー・ディーラー・投資顧問・投資銀行サービスに加え、新たに、経理代行その他の会計記録又は財務諸表に関するサービス、財務情報システムの設計・構築サービス、鑑定・評価サービス、公正価値意見書・現物出資報告書に関するサービス、年金数理計算サービス、内部監査業務の外部委託（監査人が委託されるケース）、法律関連サービス、専門職サービス⁽⁵⁵⁾、等の非監査業務を禁止することとした。

被監査会社に対する税務プランニング・アドバイスの税務サービスは、監査委員会の事前承認を得られれば、提供は可能である⁽⁵⁶⁾。

このほか、企業改革法第206条は、監査パートナーのローテーションについて、主たる監査パートナー（主任関与パートナー）及び監査の審査責任者たるパートナー（レビュー・パートナー）は、同一企業の監査を連続して5年以上行ってはならないとするSEC規則の制定を求めている。

これに基づくSEC規則では、5年間で被監

査会社の担当を退き、その後再び同社の監査を担当する場合は、5年間の監査禁止期間を置かなければならないこととした⁽⁵⁷⁾。この規定が適用される「監査パートナー」には、主任関与パートナーとレビュー・パートナーだけでなく、監査チーム内の、財務諸表に影響を及ぼす重要な監査・会計・報告事項に関する意思決定責任を持つパートナーや、経営者・監査委員会と定期的に接触するパートナー等も含まれる。

また、企業改革法では、会計事務所自体の強制的ローテーション制の導入による影響について検討することを求めているが、現時点では目立った動きはみられない。

(5) 財務報告に係る内部統制

企業改革法では、一連の不正会計事件の背景にある、従来の諸制度に内在する問題にあまねく対応することが図られた。その一環として、財務報告に係る内部統制（企業が正確な財務報告を行うよう社内体制を整備する仕組み）についても、同法において強化することとした。

企業改革法における、財務報告に係る内部統制制度は、同法の要請により制定されたSEC規則を含めると、非常に細かいものとなっている。その内容を要約すると、① 年次報告書の記載の正確性に関して、経営者が宣誓書を作成すること（第302条）、② 経営者は、期末に、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を年次報告書に含めること（第404条(a)）、③ 経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、会計監査を行っている会計事務所の監査を受けること（同条(b)）、とまとめることができる⁽⁵⁸⁾。

⁽⁵⁵⁾ 訴訟、あるいは規制当局、行政による調査に際し、被監査会社又はその弁護人に対して法廷用会計サービスを提供するといったケースが想定される。当該調査において、被監査会社のために説明や証言をすることは可能。

⁽⁵⁶⁾ この場合、被監査会社は、税務サービスの対価として監査人に支払った報酬を年次報告書等で開示しなくてはならない。また、税務サービスだけでなく、その他の非監査業務（禁止されたもの以外）の提供についても、監査委員会の事前承認が必要。

⁽⁵⁷⁾ 改正前のローテーション期間は7年。

米国における内部統制 (Internal Controls) は、企業改革法によって初めて導入された概念ではない。内部統制という概念自体は、公認会計士による財務諸表監査制度が始まったときから存在し⁽⁵⁹⁾、各方面でそれぞれ定義がなされ、その内容も変遷してきた⁽⁶⁰⁾。

米国で、内部統制の議論が本格化したのは、1980年代のことである。その背景には、いわゆる S&L (貯蓄金融機関) の破綻による金融危機と、破綻の原因となった粉飾決算の社会問題化があった。

これに対応するため、米国の会計・監査に関わる 5 団体⁽⁶¹⁾ が、1985年に「不正な財務報告に関する全米委員会」(通称「トレッドウェイ委員会」)⁽⁶²⁾ を組織し、2年半の調査・研究の結果、1987年に、「不正な財務報告に関する報告書 (Report of National Commission on Fraudulent Financial Reporting)」をまとめた。

この報告書では、粉飾決算をなくすためには、財務諸表に対して第一次的で最終的な責任を負っている上場企業自身が、不正な財務報告をなくすための実務を実施しなければならないとし、そのためには、上場企業は、財務報告完成までの不正なき会計処理プロセス (内部統制) を確立しなければならないと指摘した⁽⁶³⁾。

この報告書を踏まえ、トレッドウェイ委員会の支援組織委員会として設立された COSO (Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission) が、1992年にまとめた報告書 (いわゆる「COSO レポート」) の中で、内部統制の統合的枠組み (Internal Control-Integrated Framework) が示された。

すなわち、内部統制とは、① 業務の有効性と効率性、② 財務報告の信頼性、③ 法令等の遵守という目的を達成するために、企業の取締役会、経営者及びその他の構成員によって遂行されるプロセスであり、① 統制環境、② リスクの評価、③ 統制活動、④ 情報と伝達、⑤ 監視活動 (モニタリング) という、5つの相互に関連する要素から構成されると定義した。

これは、「COSO フレームワーク」等と呼ばれ、法的拘束力を有するものではないが、多くの米国企業に取り入れられた。また、米国以外の先進国にも知られるところとなり、内部統制のデファクト・スタンダード (事実上の国際標準) となった。企業改革法上の、財務報告に係る内部統制の評価に当たって依拠すべきとする概念は、この COSO フレームワークにおける概念を実質的に反映したものとなっている⁽⁶⁴⁾。

また、当該企業の年次報告書に含まれる財務

58) 多賀谷充「内部統制をめぐる今後の展望」『企業会計』58巻1号, 2006.1, p.60.

59) 大塚和成「内部統制システムの概念と制度化の現状」『旬刊金融法務事情』54巻12号, 2006.5.5-15.

60) 米国内部統制概念の変遷については、柿崎環『内部統制の法的研究』日本評論社, 2005. に詳しい。

61) 米国公認会計士協会、米国会計学会、財務担当経営者協会、内部監査人協会、管理会計士協会の5団体。

62) 委員長のトレッドウェイ氏 (James.c.Treadway,Jr.) は元 SEC 委員。

63) 大塚 前掲論文, p.8; 不正な財務報告全米委員会 (鳥羽至英・八田進二訳)『不正な財務報告』白桃書房, 1991, pp.23-26.

64) SEC 規則により、財務報告に係る内部統制の概念は、「一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適正に表示される外部報告のための財務諸表の作成に関連する統制」で、AICPA の監査基準成文集第319号が対象としているもの (又は PCAOB が別途定めるところによる概念) となっており、当該監査基準成文集第319号における内部統制は、COSO フレームワークが示した概念 (文中に挙げた3つの目的と5つの要素から成る旨) を規定している (赤井泉「米国『企業改革法』における「内部統制」強化の動き」『旬刊経理情報』1016号, 2003.5.1.)。

ただし、企業改革法に基づく SEC 規則等が、COSO フレームワークによる概念を特定しなかったことで、将来にわたって COSO 以外にも適合的な枠組みを提供する機関や団体を排除する趣旨ではないことを示した、との見解がある (柿崎 前掲書, p.296.)。

諸表を監査する会計事務所に対し、各SEC規則では、財務報告に係る内部統制についての経営者評価に対する証明報告義務（及び、当該義務に基づく証明報告書の提出義務）などを定めている⁽⁶⁵⁾。

経営者による財務報告に係る内部統制の評価及び外部監査人によるその証明は、従来からの実務を大きく変更することを求めるものであり、SECも、規則案公表の際に「必要な手続きの策定や人員の教育などその遵守のための準備は、外部監査人及び企業において、多大の時間と労力を要するであろう」⁽⁶⁶⁾との見解を表明したと言われている。

実際に、米国では、先に適用された大企業・中堅企業で、内部統制に関するシステム整備コストが膨大であることが判明し、中小企業等への適用が遅れている。米国CRAインターナショナルの調査によると、米国の大企業（株式時価総額7億ドル以上）が、企業改革法適用初年度に内部統制対策として投じた費用は、1社平均730万ドル（約8億3,950万円）、中堅企業（時価総額7,000万ドル以上7億ドル未満）では、平均150万ドル（約1億7,250万円）であった⁽⁶⁷⁾。また、E&Yが2005年5月に、適用250社に対して実施した調査によると、売上高200億ドル超の企業の85%が、適用初年度に1,000万ドル超を投じたとの結果も出ている⁽⁶⁸⁾。また別の調査会社によると、対策費用の内訳は、人件費が42%、外部サービス費用（コンサルティングやアウトソーシングなど）が29%、IT関連費用が28%であった。IT関連費用としては、文書や記録の管理・

保存、社内外のセキュリティ強化、システム統合などが挙げられている⁽⁶⁹⁾。

このような状況を踏まえ、米国では、財務報告に係る内部統制制度に関する企業改革法の適用について、適用基準の緩和や、規模の小さい企業への適用一部除外などの見直しが見られるとの報道がある⁽⁷⁰⁾。

なお、同制度の外国企業への適用は1年延期の措置が取られ、2006年7月以降の決算期からの適用となった。米国に上場している日本企業も、主に2007年3月期決算から本格的な適用がスタートする⁽⁷¹⁾。

Ⅲ 企業改革法後の日本の制度改革

1 企業開示の強化

我が国で、米国の企業改革法がもっとも早く反映されたのは、公認会計士法と、企業開示の両分野である。

「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月）の「基本的考え方」において、「投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保」として、「市場の公正を確保する観点から、まず、金融当局による取組みの強化に努めるとともに、米国において不正会計事件が証券市場に与えている深刻な影響等も踏まえ、会計・監査の充実・強化に向けた対応を早急に講ずる。また、信頼される価格形成の確保に努めるとともに、投資家と市場をつなぐ市場仲介者についてコンプライアンスの一層の改善等に取り組む。さらに、いわゆる投資対象であ

(65) COSO レポートでも、内部統制に対する監査人の評価を、監査報告書の中で明らかにすること、特に、単なる内部統制に対する経営者評価の同意の記載にとどまらず、内部統制の評価・調査の内容についても記載するよう勧告している（柿崎 同上, p.93.）。

(66) 赤井 前掲論文, p.18.

(67) 「日本版SOX法、現状と対策」『日経コンピューター』647号, 2006.3.6, p.45.

(68) 藤井範彰「会計のプロが教える！「内部統制」5つのツボ」『週刊東洋経済』6043号, 2006.9.30, p.34.

(69) 前掲注(67).

(70) 「内部統制 米、過剰規制を見直し」『日本経済新聞』2006.12.1.

(71) 日本企業の適用第1号は、決算期が12月のため2006年12月決算から適用となる株式会社キャノンである。

る発行体たる企業の信頼を確保するため、ディスクロージャーの充実・強化や投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化に取り組む。」⁽⁷²⁾ との方針が示された。

これに基づき、金融審議会の公認会計士制度部会では公認会計士法の改正が議論され、平成15年の改正に至った。その内容については、上で述べたとおりである。

一方、証券市場の構造改革を検討してきた金融審議会第一部会は、米国の企業改革法も参考にする形で、平成14年12月に、「証券市場の改革促進」という報告書をまとめた⁽⁷³⁾。

これに基づき、証券市場に関する国内法や自主ルールの整備などが個別に措置されることとなった。平成15年には、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、企業の代表者が有価証券報告書等に確認書⁽⁷⁴⁾を添付することができると定められるとともに、有価証券報告書への、リスク情報の開示の義務付けなどが措置された。東京証券取引所の自主ルールでは、上場企業に対する四半期報告書の提出⁽⁷⁵⁾や、経営に重大な影響を与える事実及び上場有価証券に関する権利等に係る重要な決定の適時開示及び、企業の代表者に対する適時開示に係る宣誓書の提出が義務付けられた。

2 委員会等設置会社（広義の内部統制）

米国の企業改革法第301条では、コーポレート・ガバナンスの強化のため、上場会社に対し、全員が独立した社外取締役で構成される監査委員会の設置が要求された。

それまでは、米国のほとんどの上場会社が、経営者から独立した社外取締役で構成される監査委員会を設置していたが、法律上の義務ではなかった⁽⁷⁶⁾。そこで、企業改革法では、従来の監査委員会の機能を見直し、会社内における会計及び監査全般にわたる監視機関として強化⁽⁷⁷⁾することとしたのである。

我が国でこれに対応するものとしては、委員会等設置会社⁽⁷⁸⁾制度がある。

委員会等設置会社は、平成15年4月施行の改正商法特例法により導入された、原則資本金5億円以上又は負債200億円以上の大会社に認められる新しい経営形態である。委員会等設置会社の取締役会には、いずれも社外取締役が過半数を占める報酬・指名・監査の3委員会を設置することとし、従来型の会社では、監査役が行う内部監査を、監査委員会が実施することとなった。

また、委員会等設置会社の取締役会は、「監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項」⁽⁷⁹⁾を決定しなければ

⁽⁷²⁾ 「証券市場の改革促進プログラム」 <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/syouken/f-20020806-2b.pdf>>

⁽⁷³⁾ この中で、「最近の米国における不正会計事件の教訓をも踏まえると、投資家保護と市場への信頼性の向上を図る観点から、監査の質と実効性の確保とともに、ディスクロージャーの充実・強化を図る必要がある」としている（<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20021216_sir/01b.pdf>）。

⁽⁷⁴⁾ 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書については、平成17年から東京証券取引所の自主ルールで提出が義務付けられていたが、金融商品取引法により、平成20年4月から始まる事業年度より法律で義務付けられることになった。

⁽⁷⁵⁾ 同じく金融商品取引法により平成20年4月から始まる事業年度より義務化。

⁽⁷⁶⁾ SEC登録会社には、SEC規則で、監査委員会の設置についての開示が義務付けられていた。

⁽⁷⁷⁾ 会計監査人の任免・報酬についての決定権、非監査業務の承認権などを持つ。

⁽⁷⁸⁾ ただし、米国市場に上場する日本企業に対する企業改革法の適用にあたっては、独立した監査委員会に対応するものとして、わが国従来の監査役会制度が容認されている。

⁽⁷⁹⁾ 商法施行規則第193条で規定。

ならないとされ、これが、「会社の内部統制システムに関する事項」であると理解されてきた。

平成18年5月より施行された会社法においては、委員会等設置会社に限らず、原則としてすべての大会社に対して、会社の業務の適正性を確保するために必要な体制の整備、すなわち内部統制システムの整備についての方針を、取締役会等で決定することが義務付けられた⁽⁸⁰⁾。

我が国における従来の内部統制は、企業の業務全体に対する広義的な内部統制概念となっていた。そこには、財務報告の信頼性の確保のために行われる内部統制に限らず、業務の効率性確保のための内部統制や、法令遵守のための内部統制等が含まれていた。内部統制に関して決定された事項は、事業報告に記載される⁽⁸¹⁾が、事業報告は、会社法上、会計監査人の監査対象となっていないため、会社法に基づく内部統制を外部の監査人が検証する義務までは求められていなかった⁽⁸²⁾。また、違反した場合の罰則もなかった。

これに対し、平成16年後半から次々に発覚した大企業の不祥事を契機に、特に、企業の財務報告の不正を防ぐ制度の必要が迫られることになった。すなわち、経営者が自らの企業の財務報告の信頼性を担保する内部統制の有効性を評価し、それを、外部の監査人が検証する仕組みの導入が検討されることになった。

3 財務報告に係る内部統制の導入

(1) 我が国における内部統制議論

我が国で「内部統制」という言葉が公式に使われたのは、昭和25年、証券取引法に基づく財務諸表監査の導入に伴い、公認会計士監査の行動規範として経済安定本部の企業会計基準審議会が制定した「監査基準」とであるとされる⁽⁸³⁾（その後昭和31年に全面改訂）。

平成14年1月、金融庁の企業会計審議会は、監査基準の全面改訂にあたり、「監査基準の改訂に関する意見書」を公表した。この意見書の「三 主な改訂点とその考え方」では、企業と監査人双方にとっての効果的かつ効率的な監査の前提として、内部統制の整備・充実の必要性が指摘されている。

ここでは、内部統制の概念について、「企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組み」と定義している。さらに、「内部統制は、(1) 経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行などからなる統制環境、(2) 企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するリスク評価の機能、(3) 権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動、(4) 必要な情報が関係する組織や責任者に、適宜、適切に伝えられることを確保する情報・伝達の機能、

⁽⁸⁰⁾ 会社法施行規則第100条で、業務の適正を確保するために必要な体制として具体的な5項目を規定。① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に対する体制、② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制、の5項目。その他、平成18年3月から、東京証券取引所の自主ルールでは、上場企業及び新規上場申請企業に対し、コーポレートガバナンスに関する報告書の提出を求めている。

⁽⁸¹⁾ 会社法施行規則第118条第2項。

⁽⁸²⁾ 茂木哲也「内部統制自体が意見表明の対象となり監査手法は大きく変化する」『金融財政事情』57巻40号、2006.10.23, pp.21-22.

⁽⁸³⁾ 八田進二「わが国における「内部統制議論」の新潮流」『旬刊経理情報』1016号、2003.5.1, p.9.

(5) これらの機能の状況が常時監視され、評価され、是正されることを可能とする監視活動という5つの要素から構成され、これらの諸要素が経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで上記の目的が達成される。」⁽⁸⁴⁾としている。

ここまでの、我が国における内部統制の議論は、主に、企業の不祥事防止に主眼を置いた、コンプライアンス面を重要視するものであった。商法特例法や、会社法上の内部統制概念に近いものであると考えられる。

(2) 西武の有価証券報告書虚偽記載事件

我が国で、財務報告に係る内部統制を導入しようとの議論が沸き起こったのは、2002年7月に成立した米国企業改革法の影響とも無縁ではない。しかし、直接的には、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載事件など、平成16年頃から相次いで判明した有名上場企業の不正会計事件が契機となっている⁽⁸⁵⁾。

この事件は、平成16年10月に、西武鉄道が、筆頭株主のコクドなどの保有比率を、有価証券報告書に過少記載していたと発表したことに端を発する。コクドは、同社が管理する個人名義株式を実質的に所有しており、実際には、西武鉄道株の持ち株比率が50%を超えていて、長期間、東京証券取引所の上場廃止基準（株主上位10社の株式保有比率が80%を超えてはならない）に抵触していた。この事実が判明する前に、コクドは、西武鉄道株の持ち株比率を下げるために、取引先などに同社株の売却を行ったが、この際、虚偽記載の事実を伏せて取引した事例も多く、

インサイダー取引の疑いも生じた。この結果、法人としての西武鉄道、コクド両社及び、堤義明コクド前会長が証券取引法違反で起訴され、西武鉄道株が東京証券取引所から上場廃止とされたものである。その後、西武鉄道に続き、伊豆箱根鉄道株式会社、日本テレビ放送網株式会社などで類似の事例が発覚した。

(3) 財務報告に係る内部統制制度の導入

(i) 経過

これら一連の事件による、市場の信頼低下に危機感を持った金融庁は、ディスクロージャーの信頼性確保に向けた対応策として、企業会計審議会に、財務報告に係る内部統制基準の策定についての検討を要請した。

平成17年1月、同審議会の内部統制部会において、検討が開始され、同年7月13日には、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」⁽⁸⁶⁾（いわゆる「公開草案」）が公表された。

その後、意見募集を経て、同年12月8日に、最終報告書である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」⁽⁸⁷⁾が発表された。公開草案と最終報告書の間には、大きな内容の変更はなかった。

これを受けて、金融庁は、財務報告に係る内部統制制度を法律で規定するため、証券取引法改正の準備に入った。ちょうど、証券取引法を抜本的に改正して横断的な投資家保護ルールを導入する、いわゆる「金融商品取引法」⁽⁸⁸⁾の法案提出準備の時期と重なっており、「財務報告の正確性を確保することは、投資家の利益に資する」との観点から、財務報告に係る内部統制

⁽⁸⁴⁾ 「監査基準の改訂に関する意見書」 <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/f-20020125-1.pdf>

⁽⁸⁵⁾ 八田進二・金融庁企業会計審議会内部統制部会長は「実際、金融審議会も西武鉄道事件をきっかけに内部統制を再び議論の俎上に載せたわけです。」と述べている（「日本らしい内部統制モデルを求めて」『Harvard business review』30巻10号, 2005.10, p.45.）。

⁽⁸⁶⁾ <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20050713-2/01.pdf>>

⁽⁸⁷⁾ <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20051208-2.pdf>>

⁽⁸⁸⁾ 平成11年頃から、いわゆる「投資サービス法」（仮称）として、金融庁内外で検討されてきたものである。

に関する制度整備に関する規定は、同法案の一部として取り込まれることとなった。同法案は、「証券取引法等の一部を改正する法律案」⁽⁸⁹⁾として、平成18年3月13日、国会に提出され、6月7日、同国会において成立した⁽⁹⁰⁾。

昨今、金融商品取引法を指して「日本版SOX法」と呼ぶケースが頻繁に見受けられるのは、金融商品取引法で、財務報告に係る内部統制制度が規定されることになったという理由からである。

(ii) 制度の内容と導入に向けた状況

金融商品取引法により、新たに上場企業に義務付けられる、財務報告に係る内部統制制度の主な内容は、次のとおりである。

- ① 有価証券報告書の記載内容が適正であることを確認した旨を記載した確認書を提出すること（金融商品取引法第24条の4の2。証券取引所の自主規制ルールからの格上げ）
- ② 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した内部統制報告書を、有価証券報告書と併せて提出すること（同第24条の4の4。内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明が必要。同第193条の2第2項）

以上の点については、概ね、米国の企業改革法における内部統制制度に相当する内容になっている。ただし、内部統制概念を我が国に導入するに当たっては、国際的な内部統制議論がCOSOのフレームワークをベースとしていることから、その枠組みを基本的に踏襲しつつも、

我が国の実情を反映するとの考え⁽⁹¹⁾に立ち、独自の点もいくつか見られる。

具体的には、米国企業改革法で示された"内部統制により達成すべき目的（業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守）"に、我が国は「資産の保全」を加えることとしている。資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。

資産（有形の資産のほか、知的財産、顧客に関する情報など無形の資産も含まれる）が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、企業の財産や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性がある。また、企業が出資者等から財産の抛出等を受けて活動している場合、経営者の保全責任に加え、会社法上、業務・財産調査権を持つ監査役又は監査委員会は、資産の保全に対する重要な役割を担っている。これらの点から、正当な手続及び承認の下に企業の資産が取得、使用及び処分される体制整備を求めるものである⁽⁹²⁾。

また"内部統制の基本的要素（モニタリング、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達）"に「ITへの対応」を加えている。

公開草案では、「ITの利用」として、全般統制及び業務処理統制に区分して記載されていたが、最終報告書では、内部統制においてITが他の基本的要素と密接に関係していることから、「ITへの対応」として、IT環境への対応と、ITの利用及び統制の観点から、記載さ

⁽⁸⁹⁾ 第164回国会内閣提出第81号。

⁽⁹⁰⁾ 平成18年法律第65号。

⁽⁹¹⁾ 前掲注⁽⁸⁷⁾, p.5.

⁽⁹²⁾ 「資産の保全」を明記した理由として、「監査役には業務調査権、財務調査権がちゃんとある。その役割に期待したいということで明示的に示した」「また、最近では、利益よりも期末の財産を明確にしるという考え方が強くなっている。知的財産権のような無形資産の計上、負債にしても退職給付債務をきちんと計上するなど、BSに目を向けてほしい、そういう意味で入れている」（八田進二・企業会計審議会内部統制部会長「日本の内部統制基準はCOSOを超える」『金融ビジネス』244号, 2005Autumn, pp.102-103.）。

れている。

財務報告に係る内部統制の評価と監査に当たって、IT処理に係る統制を考えないことは不可避であることから、IT処理に起因する、またはIT処理を利用した不正な財務報告の作成に対する対応を求めるべきとするものである。

IT環境における内部統制のあり方について、特に注意を喚起するとともに、内部統制の整備・運用、及び経営者評価において、内部統制の他の基本的要素との密接な関連において整備・運用し、評価すべきとの趣旨から、「ITへの対応」という要素が明記されたものと考えられる⁽⁹³⁾。

新たな内部統制ルールは、新興上場企業も含め、平成20(2008)年4月1日に開始する事業年度(平成21年3月期)から一律に適用する方向で、金融庁が準備を進めている。

我が国への導入にあたっては、米国における実際の運用状況と、そのコスト負担等を検証した結果、ダイレクト・リポーティング⁽⁹⁴⁾を不採用とする⁽⁹⁵⁾など、いくつかの日本独自の方法⁽⁹⁶⁾を採ることとしている。

法案成立後、企業が対応を進める上での具体的なガイドラインとなる実施基準の策定が遅れ、その内容に関心が集まっていたが、平成18年11月21日に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、公開草案として、

企業会計審議会内部統制部会から公表された⁽⁹⁷⁾。ここでも、制度導入に伴う企業の業務増加・コスト負担に配慮し、評価対象を連結売上高のうち上位3分の2程度の部門や拠点に絞り込む等の特徴がみられる。

4 監査法人監督強化の議論

カネボウの粉飾決算等を契機に、企業を監査する側である監査法人は、その責任のあり方を中心に、大幅な制度改革が迫られている。証券取引等監視委員会が金融庁に対して行った、監査法人の責任のあり方についての建議(平成18年4月21日、以下「建議」とする。)を踏まえて、金融審議会公認会計士制度部会(以下「公認会計士部会」とする。)では、同年4月26日から議論を再開した。現時点での主な論点を以下に整理する。

(1) 監査法人に対する刑事罰導入

建議はまず、「上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた」と指摘した。続いて、監査法人に対する刑事責任を追及できない現行制度を踏まえ、「監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、

⁽⁹³⁾ 堀江正之「財務報告に係る内部統制におけるIT統制の位置」『企業会計』58巻12号, 2006.12, p.19.

⁽⁹⁴⁾ 監査人が、内部統制の有効性について、別途チェック項目を設定して評価・報告する義務。

⁽⁹⁵⁾ 「ダイレクト・リポーティングという制約のおかげで、経営者が評価した内部統制の結果について、監査人はもう一度、一から監査し直さなければなりません。これが、監査コストが2倍以上に膨れ上がり、作業量も文書量も倍増するという悪循環の原因です。しばしば、SOX法は監査法人を儲けさせるだけという指摘がありますが、このような誤解もダイレクト・リポーティングが原因です。我々は、経営者、監査人双方の費用対効果を考える限り、「日本で採用する必要性はない」と早い段階で合意しています」八田 前掲注⁽⁸⁵⁾, p.52.

⁽⁹⁶⁾ その他、トップダウン型のリスクアプローチの活用(経営者はまず、連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行い、その結果、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価する)、内部統制の不備の区分を、「重要な欠陥」と「不備」の2つとする(米国の区分は「重要な欠陥」「重大な不備」「軽微な不備」の3つであるため、評価手続がより複雑であるとの指摘がある。)などが挙げられる。

⁽⁹⁷⁾ 平成18年12月20日までパブリックコメントに付した後、平成19年1月に正式決定の見通し(「内部統制基準案不正防止計画策定」『読売新聞』2006.11.22.)。

民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある」として、監査法人に対する刑事責任追及の必要性を示唆している。

その理由としては、「当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある」としている⁽⁹⁸⁾。

この建議を受けて、虚偽証明等を行った公認会計士を社員とする監査法人について、当該公認会計士を直接罰則の対象とした上で、その公認会計士を社員とする監査法人に対しても両罰規定を及ぼすべきかどうか、という点が大きな論点となっている。

この件については、公認会計士業界を中心に、「虚偽証明等を行った公認会計士を社員とする監査法人については、行政処分により対応することが妥当であり、それを超えて刑事罰を監査法人に科すことについては、当該監査法人の信用失墜、所属公認会計士の離散等のリスクが大

きすぎるのではないか⁽⁹⁹⁾との反論がある。公認会計士部会に提出された資料⁽¹⁰⁰⁾によると、刑事罰制度のある欧米主要国は、アメリカ（罰金のみ、適用例なし）、イギリス、フランス、ポルトガル、オランダ、フィンランド、ベルギーであった。

また、監査法人に対してダメージの大きい刑事罰や、被監査企業に大きな影響⁽¹⁰¹⁾がある現行の行政処分（戒告、業務停止命令（全部・一部）、解散命令の3つ）よりも、機動的な制裁手段として課徴金・民事制裁金の納付制度が有効⁽¹⁰²⁾であるとの意見もある。さらに、これに加え、監査法人に対する行政処分の類型を多様化し、役員交代命令や業務改善命令などを可能にして、多段階の制裁措置を設けて機動的な監督体制にすべきであるという意見⁽¹⁰³⁾もある。

(2) 監査法人の交代制

担当公認会計士については、継続監査期間7年、インターバル2年とされている現行制度に加え、4大監査法人の上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士においては、

⁽⁹⁸⁾ <<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi180421.htm>>

⁽⁹⁹⁾ 藤沼亜起・日本公認会計士協会会長は、「監査法人にとっては刑事責任を追及されるだけで企業からの信用を失い、解散命令に等しい打撃を受けてしまう」と述べている（「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.5.23.）。

⁽¹⁰⁰⁾ <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryoku/20060529/04.pdf> ;
<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryoku/20060529/07.pdf>

⁽¹⁰¹⁾ イギリス公認会計士のクリス・ヒクソン氏は、中央青山監査法人に対する業務停止命令について「新たな企業の監査をしてはいけないというなら分かるが、2ヵ月も従来の企業を監査させないのは廃業せよと言っているようなもの。何より顧客企業に迷惑がかかるし、他の大監査法人に受け入れの余地もない。結果として膨大なコストがかかるだろう」と述べている（「交代制は合理性ない（揺らぐ会計監査）」『毎日新聞』2006.5.23.）。

⁽¹⁰²⁾ 前述の藤沼亜起・日本公認会計士協会会長も、課徴金制度に対しては容認姿勢といえる（「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.1.）。八田進二・企業会計審議会内部統制部会長も課徴金制度を提唱している（「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.7; 「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.6.8.）。

⁽¹⁰³⁾ 渡辺喜美・自民党企業会計小委員会委員長（「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.5.23; 「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.2.）。

⁽¹⁰⁴⁾ 公認会計士部会では、当該自主ルールを、上場会社の監査を担当する主任公認会計士を対象に法令化すべき等、公認会計士のローテーション制については別途議論がある。

⁽¹⁰⁵⁾ 矢野朝水・企業年金連合会専務理事は、「同じ法人内では、以前に担当していた先輩や同僚とは顔を付き合わせる。先輩らがやった後に不正を見つけるというのは現実問題として難しい」と述べている（「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.3.）。

継続監査期間5年、インターバル5年とする日本公認会計士協会の自主規制ルールが存在する⁽¹⁰⁴⁾。このことを踏まえ、監査人の交代にとどまらず、監査法人の交代まで義務付けるべきとの考え方がある⁽¹⁰⁵⁾。

公認会計士部会に提出された資料では、EU15ヶ国中、監査法人自体の交代制があるのはイタリアのみである⁽¹⁰⁶⁾。現時点では、「合理性がない。定期的に優良な顧客を手放さないといけない理由もない」⁽¹⁰⁷⁾、「寡占化が進んだ中で大手同士で顧客を回し合っても緊張感を持てるか疑問」⁽¹⁰⁸⁾、「グローバルな企業は監査を受ける範囲も広く、変更には膨大な手間がかかる。監査の品質も不安定になり、経営の現場からすれば難しい」⁽¹⁰⁹⁾等、導入に消極的な意見が多い。

不正防止の観点からは、問題を起こした監査法人を、その企業の監査からはずす制度の導入のほうが、より実効性が高いとの意見もある⁽¹¹⁰⁾。

(3) 監査報酬のあり方

(i) 報酬の決定

エンロン事件でも議論となった監査報酬の問題については、予てから、企業から監査報酬を受け取ることが、企業と会計士の癒着の要因のひとつになっているとの指摘がある⁽¹¹¹⁾。

我が国では、会社法で、監査人の報酬は、独立性を担保するため、監査役（監査役会設置会社においては監査役会、委員会設置会社においては監査委員会）の同意を得なければならないこととされている⁽¹¹²⁾。

この点について、さらに、株主等の利害関係者を代表する立場の監査役会等に、監査報酬決定権をも付与すべきであるとの考え方がある⁽¹¹³⁾。これに対しては、「現在の同意権でも決定権と同様の権限とも受け取れるし、監査役が決定権を持つのは行き過ぎである」⁽¹¹⁴⁾との反対意見もある。監査法人と企業の経営陣との癒着を断ち切るためには、報酬を決定する第三者機関の設置⁽¹¹⁵⁾、証券取引所等による監査料のプール制⁽¹¹⁶⁾が有効であるといった意見も出されている。

監査報酬の決定に当たっては、監査に要する

⁽¹⁰⁴⁾ 「第6回金融審議会公認会計士制度部会議事録」2006.5.29, p.17.

<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/gijiroku/20060529.pdf> ; 同提出資料

<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryoku/20060529/07.pdf> なお、米国では監査法人の交代制は導入されていない。

⁽¹⁰⁷⁾ ヒクソン 前掲注⁽¹⁰¹⁾。

⁽¹⁰⁸⁾ 八田 前掲注⁽¹⁰²⁾（『朝日新聞』2006.6.7.）。

⁽¹⁰⁹⁾ 片田哲也・コマツ顧問（「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.9.）

⁽¹¹⁰⁾ 渡辺喜美・自民党企業会計小委員会委員長（「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.5.23.）

⁽¹¹¹⁾ 「監視と報酬 矛盾の構図（不正監査・下）」『読売新聞』2005.9.16.

⁽¹¹²⁾ この点、旧商法特例法においては、会計監査人の報酬について、監査役会等の関与について規定はなく、会社が監査役等の関与を受けることなく報酬額を決定することも認められていた。

⁽¹¹³⁾ 前述の藤沼・日本公認会計士協会会長、八田・企業会計審議会内部統制部会長は基本的にこの考え方を示している。

⁽¹¹⁴⁾ 笹尾慶蔵・日本監査役協会会長（「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.5.25.）。

⁽¹¹⁵⁾ 根本直子・金融審議会委員（「監査法人改革を聞く」『日経金融新聞』2006.6.12.）。

⁽¹¹⁶⁾ 公認会計士の山田真哉氏は、「企業が監査料を東京証券取引所など第三者にいったん支払い、会計士に報酬を配るプール制が考えられる」と述べている（「揺れる監査 再生策を聞く」『朝日新聞』2006.6.8.）。

公認会計士部会の第11回討議資料（平成18.10.25.）の中でも「上場会社に係る監査報酬については、証券取引所が被監査会社や株主からいったん徴求し、証券取引所が直接、各監査人に対して報酬を支払う、との考え方があがるが、どう考えるか。」との論点が提示されている。

時間との兼ね合いが重要である。そこで、被監査会社と監査人との監査契約の締結に当たって、被監査会社の監査上のリスクについての的確な指摘が行われ、適切な監査計画が策定された上で、これに基づいて適切な監査報酬・監査時間が決定されていくような、環境の整備が重要であることが指摘されている⁽¹¹⁷⁾。

ちなみに、監査の信頼性を高めるための十分な監査時間の確保という観点から、日本公認会計士協会は、「監査時間の見積りに関する研究報告（中間報告）」⁽¹¹⁸⁾を平成18年9月25日に発表し、公認会計士部会で説明した⁽¹¹⁹⁾。その結果、継続して証券取引法監査と会社法監査を受けている上場会社の1会計年度に要する監査時

間を、必要な作業ごとの所要時間を見積もって積み上げると、約4,541時間になるとの結果を示した（表5参照）。

日本公認会計士協会によれば、この時間数は、我が国の同規模の被監査会社の実際の監査時間に比べ、相当多いという結果となっている。それは、適切な統制リスクの評価に係る時間、適切な監査調査の作成時間、及び事務所内監査調査レビュー等の品質管理に係る手続きの実施時間の見積りを、特に考慮する必要があったためであるとしている⁽¹²⁰⁾。

(ii) 監査報酬の開示

法定監査（証券取引法、会社法）を受ける会社

表5 監査時間の見積り例

作業内容		上期時間合計	下期時間合計	年度時間合計	総時間に対する割合(%)	
大項目	中項目					
計画	監査契約	18	0	18.0	0.4	11.9
	監査計画	170	89	259.0	5.7	
	固有リスクの評価	190	74	264.0	5.8	
統制リスクの評価	統制リスクの評価	731.5	593.5	1325.0	29.2	29.2
実証手続	実証手続	702.5	898	1600.5	35.2	43.3
	表示の検討	130	238	368.0	8.1	
意見形成等	監査意見の形成	93	116	209.0	4.6	15.6
	監査報告	67.5	70.5	138.0	3.0	
	相談事項等	116	144	260.0	5.7	
	品質管理	35	65	100.0	2.3	
総合計		2253.5	2288	4541.5	100.0	100.0

(出典) 「監査時間の見積りに関する研究報告（中間報告）」日本公認会計士協会，2006.9.25, p.8.

<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20061002/02-02.pdf>

(注) 1. モデルとなる会社は、継続して証券取引法監査及び会社法監査を受けている、連結上の売り上げ高及び資産総額が2,000億円程度等の上場会社を想定。

2. 監査チームの構成は、監査責任者2名、主査1名、補助者10名を想定。

3. 財務報告に係る内部統制監査、四半期財務諸表レビュー、英文財務諸表の監査などは、本調査では見積りの対象としていない。

⁽¹¹⁷⁾ 「公認会計士制度に係る討議資料（H18-2）（監査人の独立性と地位の強化のあり方）」（第10回金融審議会公認会計士制度部会（平成18.10.2）配布資料）p.8.

<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20061002/01.pdf>

⁽¹¹⁸⁾ この研究報告では、財務報告に係る内部統制の監査や四半期財務諸表レビューなどを、見積りの対象としていないため、新制度導入後に、状況の変化に応じた見直しが必要であることから、「中間報告」という位置付けにしている。<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20061002/02-02.pdf>

⁽¹¹⁹⁾ 第10回金融審議会公認会計士制度部会（平成18.10.2.）に関係資料を提出し、説明した。

⁽¹²⁰⁾ 前掲注⁽¹¹⁸⁾, pp.19-20.

については、それぞれ監査報酬の内容が、開示項目として例示されている⁽¹²¹⁾。

公認会計士部会では、監査報酬の開示の義務付けについて、監査報酬のダンピングの発生を懸念する指摘がある一方、開示される財務書類がどのような対価での監査を経て作成されたものであるかについて、企業に説明責任を負わせることは、財務書類の信頼性を高めるとともに、監査の質を確保することにつながるという理由から、これを積極的に支持する考え方が紹介されている。

その上で、同部会は、監査報酬の開示のあり方の改善について、論点をいくつか掲げている。

例えば、現行制度における「例示」との取扱いを改め、有価証券報告書等において、開示を明確に義務付けること⁽¹²²⁾や、監査を受ける企業による開示だけでなく、監査人による監査報酬の開示のあり方⁽¹²³⁾などである。

(4) その他提起されている論点

公認会計士部会では、監査法人の設置について、届出制から登録制への変更や、現行では規定されていない、一定の財務基盤をもたせるための財産規制（最低資本金規制、配当規制等）の導入、及び、経営の透明性を高めるためのディスクロージャー義務の導入（財務諸表の開示、不正行為を防ぐための体制等を公開させ、虚偽記載に対しては罰則も検討）も、議論されている。

その他、監査法人に対する損害賠償額の上限の設定（いわゆるキャップ制）、第三者に対する損害賠償について過失割合に応じた被監査会社との按分（いわゆる比例責任制）の導入や、不正・違法行為発見時の当局に対する通報義務⁽¹²⁴⁾等についても、検討課題とされている。

また、そもそも公認会計士法が、個々の公認会計士を前提とした制度を想定したものであり、規制内容の関心も公認会計士個人に向けられていることや、監査法人という組織のガバナンスを確保する規定も不十分と思われることから、現在の法体系が、監査法人規制として十分なものではないとの指摘もある⁽¹²⁵⁾。

おわりに

我が国における財務報告に係る内部統制は、企業改革法のインパクトを受けながら、西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載事件が直接のきっかけとなって、導入されるに至った。平成19年の通常国会での法改正⁽¹²⁶⁾も視野に入れられている監査法人制度の改革も、カネボウの粉飾決算への公認会計士関与と、大手監査法人初の業務停止命令が、引き金を引いたものである。金融審議会での、監査法人改革に関する議論の再開に当たって、委員の1人である八田進二氏は、「あえて申し上げるならば、若干この問題を議論するのが遅きに失している」というような評価

(121) 証券取引法監査を受ける会社は、証券取引法上の開示書類において、会社の企業統治に関する事項について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされており、その例示として、監査報酬の内容（監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容）等が掲げられている。会社法監査を受ける会社は、会計監査人の報酬に関連して、事業報告において、①当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額、②会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っている場合におけるその非監査業務の内容等の記載が求められている。

(122) 連結ベース・単体ベースの監査報酬を分けての開示、企業側における監査報酬の決定方針についても記述を求めるなど、より詳細な記載を義務付けるべきとの考え方も論点とならしている（前掲注(11) p.9）。

(123) 監査人が監査法人である場合には、法人内部における監査報酬の振り分けの方針等についての開示の必要性も論点とならしている（同上）。

(124) 「会計士に不正通報義務 金融審提言へ 2008年度導入」『日本経済新聞』2006.12.16。

(125) 尾崎安央「非監査業務への依存高まるならば営利団体としての規制が必要」『金融財政事情』57巻40号，2006.10.23, p.25.

もできるのではないかと考えております」と述べた⁽¹²⁷⁾。同氏は、財務報告に係る内部統制を取り扱う企業会計審議会内部統制部会の部会長でもあり、かつて、我が国における内部統制議論について、「後ろ向きないし消極的な議論と言わざるを得ない」と評していたこともある⁽¹²⁸⁾。

経営者が、自らの企業の財務報告の信頼性云々といった問題に対する関心が乏しいといわれる我が国では、内部統制制度の議論が育ちにくかったとされる。しかし、西武鉄道事件のような、長年にわたり市場と投資家を欺いてきたケースが明るみに出たことをきっかけに、企業は、信頼されるに足る財務報告を作る体制を整備する必要に迫られた。それを経営者及び外部の監査人という内外の目で検証し、適正であると評価するプロセスを経ることが、市場への責任として要請されるようにもなった。また、カネボ

ウやライブドア等の粉飾決算で露呈した監査法人の問題についても、その規制強化は、不可避であるとの見方が強い。自主規制を志向する業界ではあるが、その限界が誰の目にも明らかになった現在、行政による対応はやむを得ないとする論調が優勢である。

今後の企業監査のあり方をめぐっては、内部統制の議論からも明らかのように、情報開示・会計・監査等の面において、高度に公益化した証券市場⁽¹²⁹⁾に適合する企業と、それを適切に監査できる監査人、という関係の構築が必要ではないかと考えられる。

実際に起きた不正事件を警鐘として受け止め、今回の議論再開を契機に、単なる規制強化による不正事件の防止にとどまらず、信頼性・透明性の高い証券市場の構築に役立つ会計監査のあり方が広く考察されることを望みたい。

(すがわら ふさえ 財政金融課)

⁽¹²⁶⁾ 金融審議会公認会計士制度部会は、平成18年12月22日、「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」と題した最終報告をまとめた。この中で、監査法人に対する行政命令の多様化や、課徴金制度、情報開示の義務付け等の導入が提言された。監査法人に対する刑事罰の導入については、引き続き検討することとされ、監査法人の交代制については、慎重な対応が求められるとされた。この報告をもとに、金融庁は、平成19年の通常国会に、公認会計士法等の改正案を提出すると報じられている（「不正関与の監査法人 刑事罰は「検討課題」」『日本経済新聞』2006.12.23.）。

⁽¹²⁷⁾ 「第5回金融審議会公認会計士制度部会議事録」2006.4.26, p.26.

<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/gijiroku/20060426.pdf>

⁽¹²⁸⁾ 前掲注(83), p.12.

⁽¹²⁹⁾ 上村達男「信頼揺らぐ公認会計士監査 証券市場の要請に応えよ」『日本経済新聞』2005.11.15.

<参考> 表 日米英の監査法人制度等の比較

	日本	アメリカ	イギリス
公認会計士数	公認会計士 1万6,538名 会計士補 6,079名 (2006.4)	米国公認会計士協会登録会員 33万5,111名 (2005.5)	勅許会計士 6 団体登録会員 32万5,838名 (2005.2)
規模別監査法人数	【公認会計士数】：【監査法人数】 1,500～2000名：4 200～300名以下：1 100～199名以下：0 25～99名以下：7 25名以下：140 計：152 (2005.3)	【公認会計士数】：【事務所数】 4大会計事務所（計20,165名）：4 中規模監査事務所（計4,663名）：6 100名以上：35 50～99名以下：75 25～49名以下：272 1～24名以下：44,024 計：44,416 (2004.7)	【勅許会計士数】：【事務所数】 51名以上：14 21～50名：26 1～20名：6,857 計：6,897 (2004.12)
主な法定監査	●証券取引法に基づく上場会社等への監査 ●会社法に基づく株式会社（小規模会社を除く）の監査	証券取引所法に基づく上場会社等（SEC 登録会社）の監査	●金融サービス庁（FSA）上場規則に基づく上場会社の監査 ●会社法に基づく株式会社等（小規模会社を除く）の監査
法定監査対象会社数	●証取法・商法（現在は会社法）監査 3,838社 ●証取法単独 592社 ●商法単独 5,465社 ●その他法定監査 10,738社 (2005.3)	証券取引所法に基づく監査対象上場会社 約12,000社 (2005)	●ロンドン証券取引所の上場会社数 3,091社 (2005.12) ●会社法に基づく監査対象会社 約542,900社 (2004.3)
規制体系（法律と自主規制）	●法律：監査全般について、公認会計士法で制定 ●自主規制：監査全般について、日本公認会計士協会が自主規制規則を制定 ※公認会計士・監査法人とも日本公認会計士協会への加入義務あり	●各州の公認会計士法で制定 ●SEC 登録会社の監査に関し、SEC 規則、PCAOB 規則に服する。 ●監査全般について、AICPA が自主規制規則を制定 ※公認会計士・会計事務所とも AICPA への加入義務なし	●監査全般について会社法で制定 ●上場会社等の監査に関し、財務報告協議会（FRC）の規則に服する。 ●監査全般について、自主規制団体（複数）が自主規制規則を制定 ※公認会計士は、法定監査人になるにあたっていずれかの自主規制団体に加入する義務あり
設立	●設立は5人以上 ●内閣総理大臣への届出制	●設立に必要な人数は特に定めなし ●上場会社の監査を実施するには PCAOB への登録が必要	●設立に必要な人数は特に定めなし ●上場会社の監査を実施するには専門監視団体（POB）へ、非上場会社の監査を実施するには自主規制団体への登録が必要
監督体制	●監査全般について、金融庁及び公認会計士・監査審査会が監督 ●日本公認会計士協会による自主規制	●上場会社の監査を行う会計事務所は PCAOB が監督 ●非上場会社の監査については AICPA による自主規制	●上場会社の監査を行う会計事務所は POB が監督 ●監査全般について、自主規制団体による自主規制
検査体制	全ての監査について、大手監査法人には2年に1回（それ以外は3年に1回）、日本公認会計士協会が品質管理レビューを実施。公認会計士・監査審査会が品質管理レビューをモニターする。結果に基づく検査権あり。	●上場会社の監査について、大手監査事務所には毎年（それ以外には少なくとも3年に1回）PCAOB による検査 ●非上場会社の監査については、原則3年に1回 AICPA によるピア・レビュー	●上場会社等の監査について、原則3年に1回程度、FRC の下部組織の監督検査団体による検査 ●非上場会社の監査については、自主規制団体による検査
刑事責任	公認会計士個人につき、有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幫助	年次報告書等につき故意の虚偽記載ないし重要事実の省略の場合 ●個人：500万ドル以下の罰金若しくは20年以下の懲役（又は併科） ●法人：2,500万ドル以下の罰金	監査人（個人・法人共）の監査報告書虚偽記載は、刑法の一般規定（詐欺・横領）による処罰対象 ※会社法改正により、監査報告書に関する新たな刑事責任（罰金刑）が設けられる見通し（法人は対象外）
民事責任	●会社法 損害賠償責任について、被監査会社に対する会計監査人の責任の一部免除 ●公認会計士法：指定社員制度 比例責任制については規定なし	損害賠償責任について上限額の規定なし 比例責任制度は、40以上の州で適用	損害賠償責任について、上限額の規定なし 比例責任制については規定なし ※会社法改正により、被監査会社との比例責任制導入見通し

	日 本	アメリカ	イギリス
行政責任	<ul style="list-style-type: none"> ●懲戒処分 公認会計士：戒告、業務停止、登録抹消 監査法人：戒告、業務停止、解散命令 	<ul style="list-style-type: none"> ●PCAOBによる処分 登録一時停止・抹消、他事務所への就業禁止、業務停止、譴責、専門職業教育・訓練の要求、民事制裁金、PCAOB規則で定めるその他の適切な処分 ●SECによる処分 業務停止、譴責、違法行為停止命令、業務改善命令、関連業務の一時又は終局的差止命令の申立て、民事制裁金 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主規制団体による処分 除名、開業資格取消、開業申請資格停止、嚴重な戒告、戒告、罰金 ●FRCの下部組織（会計士調査・懲戒審議会）による処分 会計事務所等に対する開業登録抹消、一定期間の業務停止、嚴重な戒告、戒告、罰金
情報開示義務	<p>監査法人固有の開示義務はなし (大手監査法人は、売上高などの一部項目を自発的に公表)</p>	<p>会計事務所固有の開示義務はなし (大手監査事務所は、売上高などの一部項目を自発的に公表) AICPAの自主規制規則で、SEC登録会社の監査を行う会計事務所にピア・レビューの結果や一部項目の開示を求める。</p>	<p>会計事務所固有の開示義務はなし (EU第8次指令で、一定の事項を開示した年次報告書の公開を求められている)</p>
独立性規制	<p>公認会計士法で禁止される非監査業務を列挙、対象は大会社等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●証券取引所法、PCAOB規則で禁止される非監査業務を列挙、対象は上場会社 ●AICPAの倫理規則でも独立性に影響を与える業務を例示 	<p>FRCの下部組織の監査実務審議会の倫理規則で、独立性に影響を与える状況に関する規定あり。対象は全ての会社</p>
ローテーション (継続監査可能期間－監査禁止期間)	<p>大会社等の監査が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公認会計士法 業務執行社員、審査担当社員：7年－2年 ●日本公認会計士協会倫理規則 大手監査法人の筆頭業務執行社員、審査担当社員：5年－5年 	<p>上場会社の監査が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●筆頭業務執行社員、審査担当社員：5年－5年 ●年間10時間以上関与した社員、被監査会社連結グループの重要な子会社の筆頭業務執行社員：7年－2年 	<p>上場会社の監査が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●筆頭業務執行社員、審査担当社員：5年－5年 ●被監査会社連結グループの重要な子会社等の筆頭業務執行社員：7年－2年
監査報酬の決定	<p>原則として取締役会で決定、監査役、監査役会又は監視委員会に同意権</p>	<p>上場会社では、監査委員会で決定</p>	<p>株主総会において決定 (上場会社では監査委員会の承認を求める)</p>
不正発見時の当局への通報義務	<p>特段の定めなし</p> <p>※不正等が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすと判断した場合は、不適正意見を表明し、外部に報告しなくてはならない。</p>	<p>上場会社の監査で、財務諸表に重大な影響を与えうる違法行為が発見され、経営者、取締役会等が必要な措置をとらなかった場合は、SECに通報</p>	<p>銀行等の監査において発見された違法行為について、FSAに通報</p>

(出典) 金融庁・金融審議会公認会計士制度部会資料「諸外国の監査法人制度等の比較」(2006.5.29)等を参考に作成